

# 第 64 回豊島区住宅対策審議会 次第

■令和 4 年 9 月 2 日（金）午後 6 時 30 分

■本庁舎 8 階 議員協議会室

## <議 題>

1. 共同住宅における居住面積水準の向上（ファミリー附置）について
2. マンション管理適正化推進計画の策定について
3. その他

## <事前資料>

- 委員名簿
- 資料 1 【P1～P4】  
共同住宅における居住面積水準の向上（ファミリー附置）について
- 参考資料 【P5～P10】  
第 3 回・第 4 回専門部会使用資料（抜粋版）
- 資料 2  
【P11】 豊島区マンション管理適正化推進計画(案)の策定 説明資料  
【P12～P24】 豊島区マンション管理適正化推進計画 概要（案）  
【P25～P27】 豊島区管理計画認定制度  
【P28～P56】 豊島区マンション管理適正化推進計画（案）  
【P57～P66】 豊島区マンション管理適正化推進計画指針 別紙（案）
- 資料 3－1 【P67】  
住宅マスタープラン（後期 5 年）時点修正スケジュール
- 資料 3－2 【P68～P77】  
住宅マスタープラン進行管理 総括表  
住宅マスタープラン進行管理 分野別シート



# 豊島区住宅対策審議会 委員名簿(令和4年度)

(敬称略、順不同)

区分	役職	氏名	所属等	備考
学識 経験 者 (9)	委員	定行 まり子	日本女子大学家政学部住居学科教授	
	委員	加藤 仁美	川崎新都心まちづくり財団特別研究員	
	委員	小林 秀樹	千葉大学名誉教授	
	委員	佐々木 誠	日本工業大学建築学部建築学科教授	
	委員	篠原 みち子	篠原法律事務所 弁護士	
	委員	齋藤 浩一	都市再生機構 東日本都市再生本部 事業推進部 事業推進第1課 担当課長	
	委員	小池 武次	東京都宅地建物取引業協会豊島区支部副支部長	
	委員	広瀬 達雄	豊島区住宅相談連絡会副会長	
	委員	寺田 晃弘	豊島区民生委員・児童委員協議会会長	
区 議 会 議 員 (6)	委員	磯 一昭	豊島区議会議員	自民党豊島区議団
	委員	石橋 正史	豊島区議会議員	自民党豊島区議団
	委員	高橋 佳代子	豊島区議会議員	公明党
	委員	里中 郁男	豊島区議会議員	都民ファーストの 会・民主
	委員	儀武 さとる	豊島区議会議員	日本共産党
	委員	ふるぼう 知生	豊島区議会議員	無所属の会
区 民 (5)	委員	上野 洋太郎	公募委員	
	委員	木川 るり子	公募委員	
	委員	栗林 知絵子	公募委員	
	委員	関口 貴子	公募委員	
	委員	戸田 汎	公募委員	

任期 令和3年6月7日～令和5年6月6日



## 共同住宅における居住面積水準の向上（ファミリー附置）に関する 中間報告

### 1. 専門部会での主な検討事項

ファミリー附置義務を課した場合の具体的な規制案

### 2. 専門部会委員

会 長	定行 まり子	日本女子大学家政学部住居学科 教授
副会長	加藤 仁美	川崎新都心まちづくり財団 特別研究員
委 員	篠原 みち子	篠原法律事務所 弁護士
委 員	佐々木 誠	日本工業大学建築学部建築学科 教授

### 3. これまでの検討経過

#### (1) 部会開催状況

##### 【令和3年度】

- 令和3年11月 2日 第1回専門部会開催
- 令和4年 1月18日 第2回専門部会開催
- 令和4年 3月28日 第63回住宅対策審議会にて中間報告

##### 【令和4年度】

- 令和4年 6月28日 第3回専門部会開催
- 令和4年 7月22日 第4回専門部会開催
- 令和4年 9月 2日 中間報告（本日）

#### (2) 前回の中間報告までのまとめ

- ワンルームマンション税など他の施策との連携を考慮しながら検討していくことが望ましい。
- 居住面積水準の向上（住宅ストックバランスの回復）については、住宅マスタープランに沿った施策である。ストックバランスの方向性については、住宅マスタープランとの整合を図り検討すべきである。

#### (3) 第3回専門部会以降での検討事項

- ファミリー附置に関する具体案（附置面積、割合、対象規模、免除措置等）
- ファミリーの定義やネーミングについて

#### 4. 本日の報告内容（第3回、第4回専門部会での主な意見等について）

##### (1) 第3回専門部会

ア 実施日：令和4年6月28日

イ 議題：何㎡以上の住戸をファミリー附置の対象とするか。

ウ 主な意見：

○豊島区に住んでいる方のライフステージから言うと、子どもの成長に伴い、引っ越す方が多い。家族としては、実経験から50㎡はあった方がよい。

○豊島区は若い時に一時的に住むという考えもあり、近隣区の状況から考えても狭い方が、居住者のニーズと合っているのではないかと。制限を厳しくせず40㎡のほうが良いのではないかと。

○ファミリーと言っても夫婦やLGBTQ（ペア）など幅広い。多様性を目指すなら、40㎡か50㎡かのどちらか一方に決めるのではなく、40㎡と50㎡の両方を取り入れた2段階の考え方があっても良いのではないかと。

○ワンルームマンションが多いのが豊島区らしさとも考えられるので、ファミリー附置は行わなくても良いのではないかと。

エ 委員からの質問事項

マンションが建設されている敷地の規模や何階建てのマンションが多いのかのデータがほしい。

⇒第4回専門部会で回答することとなった。

##### 【第3回専門部会の結論】

○40㎡か50㎡かあるいはその両方を取り入れた2段階か、次回以降の専門部会で引き続き議論する。

##### (2) 第4回専門部会

ア 実施日：令和4年7月22日

イ 議題：第3回専門部会と同様。

ウ 第3回専門部会にて出た委員からの質問への回答

【質問】マンションが建設されている敷地の規模や何階建てのマンションが多いのかのデータがほしい。

【回答】マンションの敷地面積別届出件数、平均建物規模について説明。

敷地面積別届出件数は、100坪弱の敷地で、ワンフロアに25㎡

×4戸というのが多い。100坪以下が43%、200坪以下も35%、この中は100坪近くが多い。合わせると8割近くが狭小敷地である。

敷地面積ごとの平均建物規模は、100坪以下の敷地に対する平均面積を出して建ぺい率は6割、200坪以下でも建ぺい率は5割程度であり、敷地一杯には建っていない。

## エ 主な意見

### 【附置面積】

○第3回専門部会で40㎡・50㎡の2段階方式にするという意見が出たが、ワンルームマンション税の30㎡への誘導を含めると、実質3段階方式になってしまうのではないかと。

○他区は1地区につき1面積をファミリー附置面積としているが、豊島区では、区内でも地区によって面積を分けたいどうか。

○2段階は複雑すぎるので、1段階で良いのではないかと。ただ、50㎡では規制が強くなり業者に厳しいので40㎡で良いのではないかと。

○規制を40㎡にすると、ワンルームマンション税の30㎡と10㎡しか変わらないので、もう少し差を付けたい。

### 【除外規定】

○除外規定の中で地域貢献の部屋を作ると緩和する、という手法もあるのではないかと。地域の人が使えらるコモンルームを作れば緩和できるなど、ワンルームマンションが地域に良くない、という心配を持つ方と良好な関係になれるのではないかと。

○商業地域は附置せず、商業地域以外で40㎡と50㎡で規制したらどうか。

## オ 区の現状

○豊島区は商業地域での申請が4割を占めるため、免除措置等は全体の実態を考慮し検討する。

### 【第4回専門部会の結論】

○附置面積については50㎡を中心として考える。

○引き続き割合や免除措置（地域によっては40㎡にする等）等については、引き続き専門部会で議論することとする。

○なお、附置面積については、割合や除外規定の検討次第で再考する場がある。

## 5. 今後の検討事項

○附置面積を場合によっては再考することも含めて、割合や免除措置、ネーミングを検討する。

## 6. 今後のスケジュール

開催予定月	会議名	議題
令和4年10月頃	第5回専門部会	ファミリー附置に関する具体案の検討
令和4年11～12月頃	第6回専門部会	同上
令和5年3月頃	第65回住宅対策審議会	ファミリー附置の方向性の提示

## 第3回・第4回専門部会資料(抜粋版)

## 第3回専門部会資料

専門部会委員の意見や近隣区の動向を踏まえ、附置面積・割合について以下の範囲内で検討することとした。

附置面積30㎡～70㎡

×

割合(掛け率)1/10 ~1/2

(第2回専門部会までの主な意見)

- ・居住人数は、2から3人、住戸面積40㎡は1つの目安である。
- ・居住人数は、多くても4人でないか。その場合、住戸面積は50㎡でも生活が可能と思われる。
- ・3人から4人世帯で考えると基準となる面積水準は 40～95 ㎡と幅がある。その中間値である67.5㎡を目標としたらどうか。

居住面積水準

住戸専用面積(壁芯)

世帯人数	最低居住面積水準(㎡)	誘導居住面積水準(㎡)	
		都市居住型	一般型
1人	25	40	55
2人	30	55	75
3人	40	75	100
4人	50	95	125

近隣区の附置面積

	面積	掛け率	北側(埼玉側)	面積	掛け率
中野区	40㎡	1/2	練馬区	55㎡	1/2
新宿区	40㎡	一低層 1/2 その他 1/3	板橋区	55㎡	1/3
文京区	40㎡	1/2	北区	55㎡	1/2

※豊島区を中心とし、南側は40㎡、北側(埼玉側)は50～55㎡となっている。

## ➤ 導入条件

(1)用途地域や駅距離による区分

- ① 商業地域の制限減
- ② 駅近の制限減
- ③ 行わない

## (2)対象規模

狭小住戸集合住宅税は、総戸数のうち 30 m<sup>2</sup>未満の住戸数を対象としている。そのため、ファミリー附置は総戸数を対象とする。

- ① 3階以上かつ15戸以上
- ② 3階以上かつ30戸以上

## (3)数式

- ①  $1 + (\text{総戸数} - 29) \times \ast 1/3$  (港区、大田区)
- ②  $\text{総戸数} \times \ast 1/3$  (台東区、荒川区)
- ③  $\text{総戸数} - 29$  (足立区、江戸川区)

※掛率 1/3 は未決定

## (4)ファミリー附置の免除措置

下記①～④は、狭小住戸集合住宅税についても免除している。

- ① 国又は地方公共団体が特定の政策目的(等)のために行う集合住宅
- ② サービス付き高齢者(障害者)向け住宅である集合住宅
- ③ 居住環境総合整備事業に基づく建替促進助成を受けた集合住宅
- ④ 高齢者(障害者)向け優良賃貸住宅である集合住宅

下記⑤～⑦は、他区の導入事例である。

- ⑤ 地域貢献施設(集会室、等)を整備した集合住宅(=大田区(免除))
- ⑥ CASBEE による評価が A ランク以上である集合住宅(=中野区(緩和))
- ⑦ 一定の基準(老朽化建替、環境配慮等)を満たす集合住宅(=江戸川区(緩和))

## ➤ 豊島区の家賃相場

(単位:万円)

すべての平均	1R～1K	1DK～2DK	2LDK～3DK	3LDK～4DK	4LDK 以上
10.21	8.23	12.55	19.59	23.55	30.6

(出典:アットホーム、R4.6.21 現在)

分譲マンション(R元～R3年、40～60 m<sup>2</sup>)

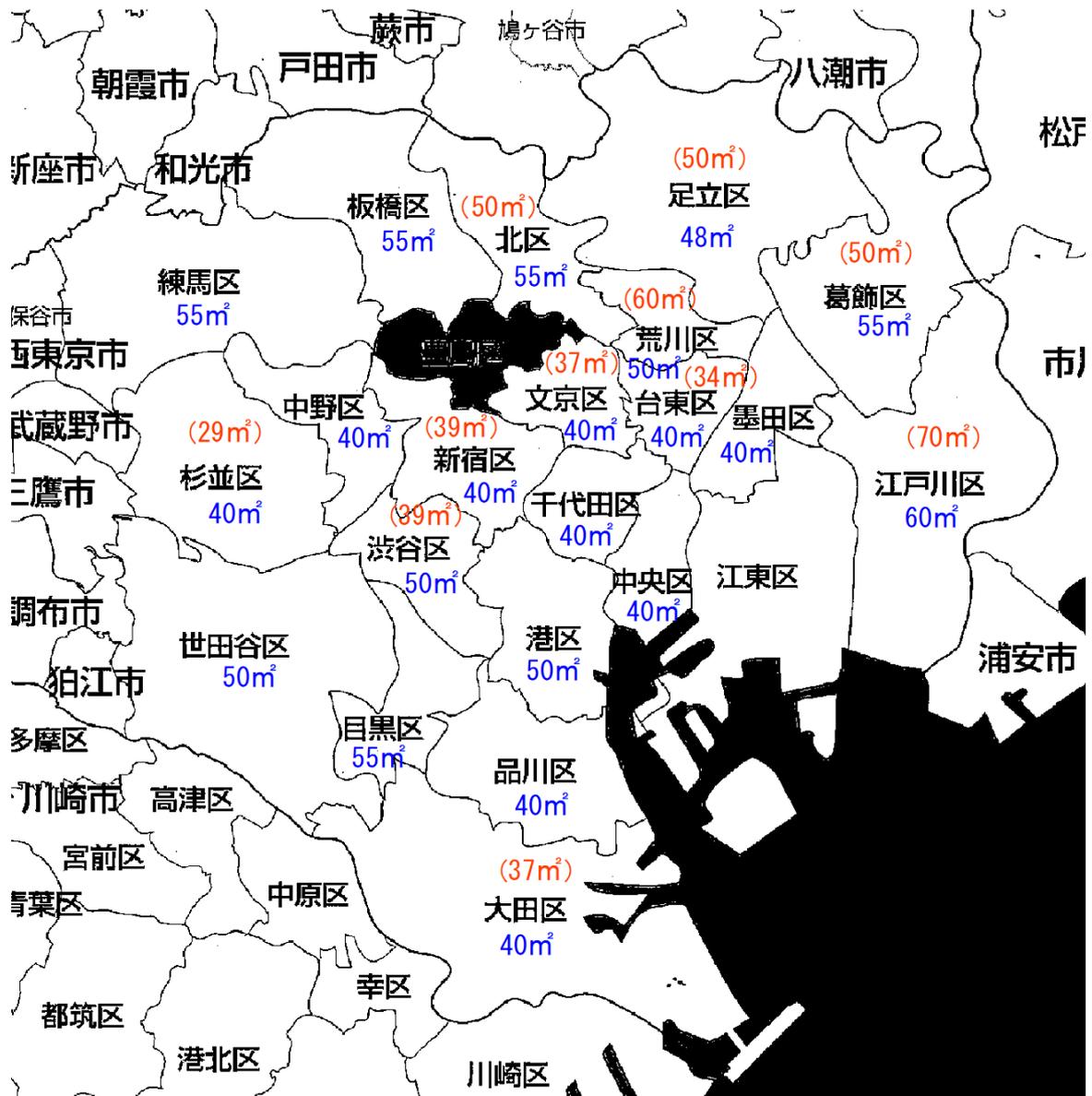
物件名	平均価格	平均面積	平均m <sup>2</sup> 単価	最寄駅
オープンレジデンス池袋	6,500 万円台	47 m <sup>2</sup> 台	130 万円台	雑司が谷駅
リビオ駒込妙義	7,300 万円台	56 m <sup>2</sup> 台	130 万円台	駒込駅
ルフォンザタワー大塚	8,300 万円台	56 m <sup>2</sup> 台	140 万円台	大塚駅
オープンレジデンス目白プレイス	7,900 万円台	59 m <sup>2</sup> 台	120 万円台	目白駅
シティハウス南大塚レジデンス	7,600 万円台	55 m <sup>2</sup> 台	130 万円台	大塚駅
クレヴィア池袋イースト	5,100 万円台	45 m <sup>2</sup> 台	110 万円台	池袋駅
平均	7110 万円台	53 m <sup>2</sup> 台	120 万円台/m <sup>2</sup>	

(出典:マンション相場情報サイト マンションエンジン)

【参考】各区ファミリー面積一覧

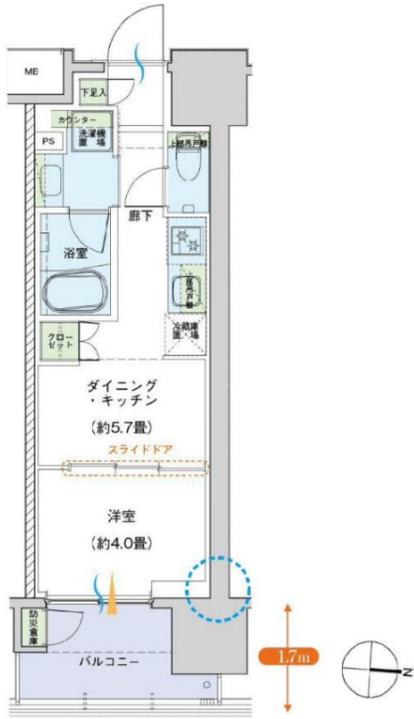
( ) 内は改正前の定義面積

青字が現在のファミリー定義面積



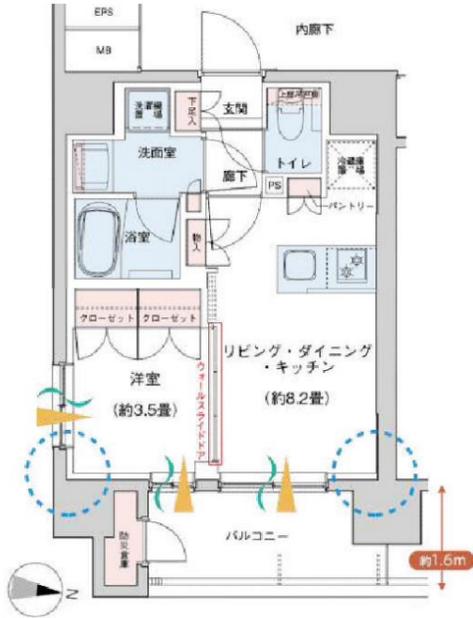
※ 複数のファミリー定義面積がある区に関しては、その平均値を記載

# 住戸面積・間取り比較



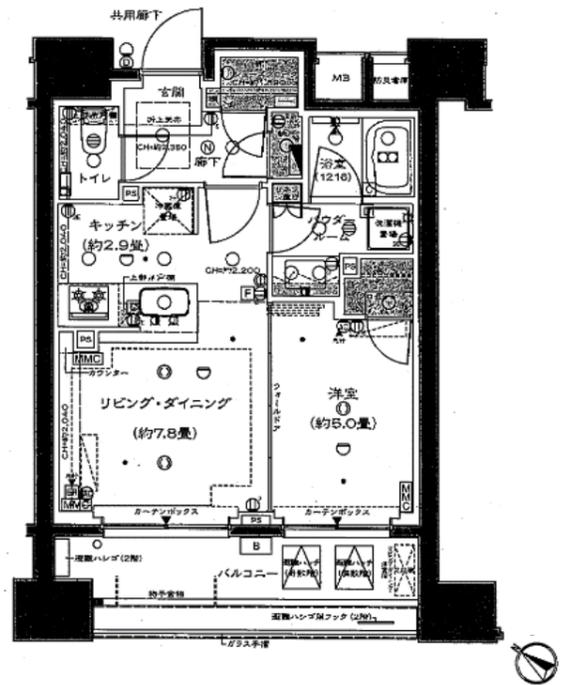
25.05m<sup>2</sup>  
1DK

25m<sup>2</sup>では、狭小住戸集合住宅税の対象になるが、31m<sup>2</sup>と間取りとしては大きく変わらない。



31.73m<sup>2</sup>  
1LDK

31m<sup>2</sup>でも40m<sup>2</sup>でも、間取りが変わらず、ファミリー世帯用とは言い難い。



40.26m<sup>2</sup>  
1LDK

43m<sup>2</sup>であれば、3人居住が可能と思われる。

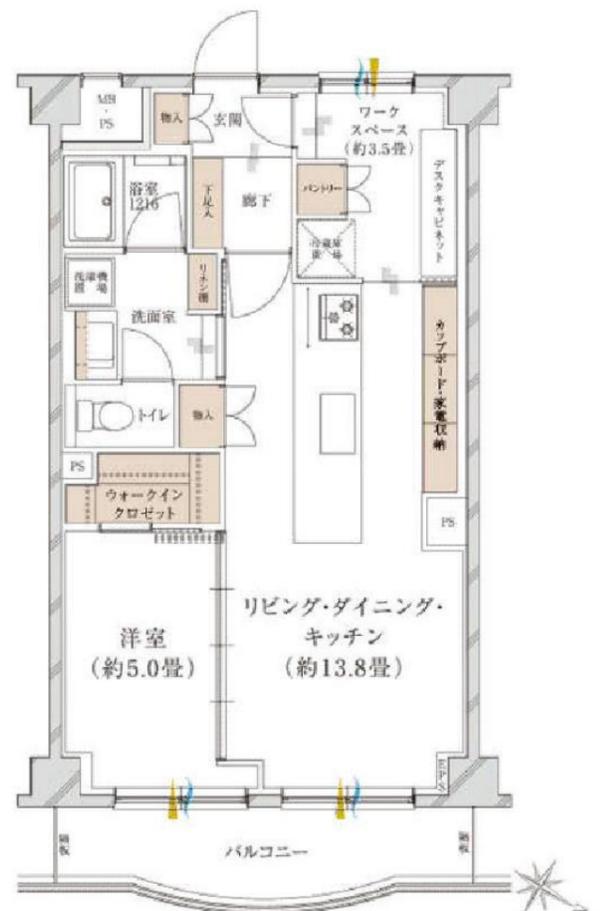
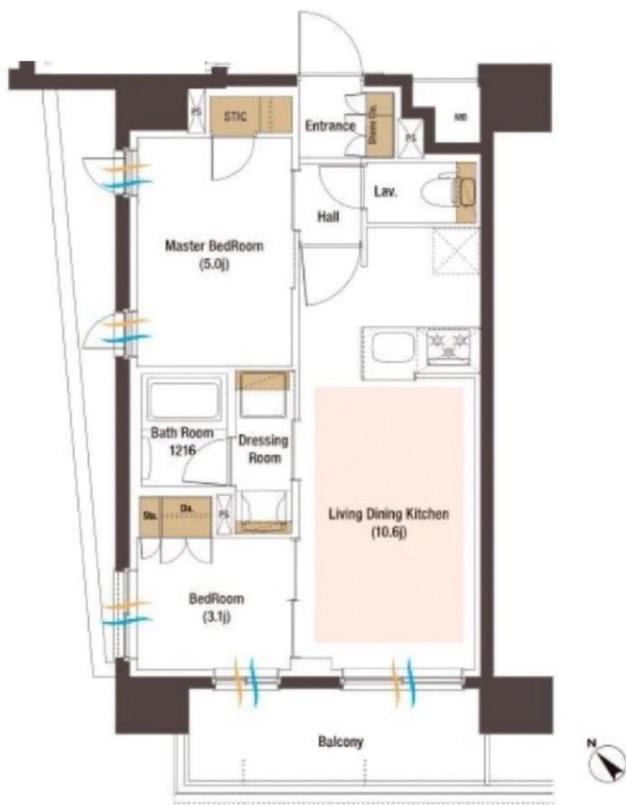
43.09m<sup>2</sup>  
2LDK

53m<sup>2</sup>だと、ファミリー世帯用の間取り風となっている。

53.69m<sup>2</sup>  
2LDK

52m<sup>2</sup>でも、ワークスペース付だと、ファミリー世帯用とは言い難い。

52.25m<sup>2</sup>  
1LDK+α



## 第4回専門部会資料

第3回専門部会に引き続き附置面積・割合について検討した。検討にあたり委員から求められた敷地面積別届出件数や敷地面積ごとの平均建物規模について、事務局から提示した。

### 「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」 (3階かつ15戸以上が対象)の敷地面積別届出件数

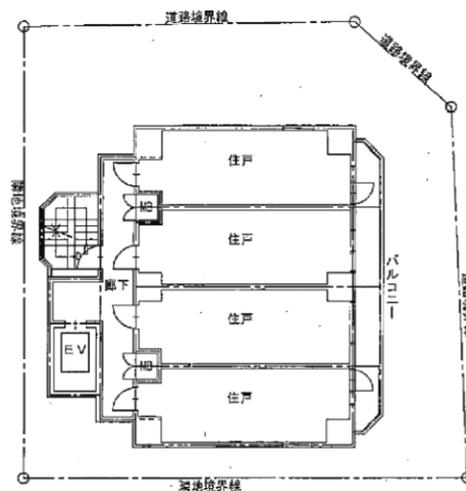
敷地面積	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (6月まで)	計	割合
～330 m <sup>2</sup>	19	20	19	5	63	43%
331～660 m <sup>2</sup>	11	21	15	4	51	35%
661～999 m <sup>2</sup>	4	8	2	1	15	10%
1,000 m <sup>2</sup> ～	4	6	6	2	18	12%
計	38	55	42	12	147	

### 敷地面積ごとの平均建物規模

敷地面積	平均						戸数の面積内訳		
	対象数	敷地面積	建築面積	延べ面積	階数	戸数	～30 m <sup>2</sup>	30～50 m <sup>2</sup>	50 m <sup>2</sup> ～
～330 m <sup>2</sup>	63	236	145	1,040	9	28	21	7	0
331 m <sup>2</sup> ～660 m <sup>2</sup>	51	479	220	1,505	7	38	21	15	2
661 m <sup>2</sup> ～999 m <sup>2</sup>	15	799	495	2,913	8	58	28	16	14
1,000 m <sup>2</sup> ～	18	3,088	1,547	17,999	16	187	11	40	137

330 m<sup>2</sup> = 100 坪

660 m<sup>2</sup> = 200 坪



敷地面積  
約290 m<sup>2</sup>

基準階住戸

## 豊島区 ファミリー・ペア附置の考え方

ファミリー附置の数式案【1+(総戸数-29)×1/6ずつ】  
により、40㎡以上が3戸以上、50㎡以上も3戸以上必要

1100㎡の床面積が建てられる  
敷地とボリュームでの比較

①

11F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
10F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
9F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
8F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
7F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
6F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
5F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
4F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
3F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
2F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡
1F	25㎡	25㎡	25㎡	25㎡

左図の内訳

$$25 \text{ m}^2 \times 44 \text{ 戸} = 1,100 \text{ m}^2$$

↓ 附置

右図の内訳

$$25 \text{ m}^2 \times 32 \text{ 戸} = 800 \text{ m}^2$$

$$40 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 戸} = 120 \text{ m}^2$$

$$50 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 戸} = 150 \text{ m}^2$$

$$\text{計 } 38 \text{ 戸 } 1,070 \text{ m}^2$$

ワンフロアの面積は100㎡(25㎡×4戸)  
以内と想定

50㎡ ファミリータイプ

40㎡ ペアタイプ

25㎡ ワンルーム

②

11F	50㎡	25㎡	25㎡
10F	50㎡	25㎡	25㎡
9F	50㎡	25㎡	25㎡
8F	40㎡	25㎡	25㎡
7F	40㎡	25㎡	25㎡
6F	40㎡	25㎡	25㎡
5F	25㎡	25㎡	25㎡
4F	25㎡	25㎡	25㎡
3F	25㎡	25㎡	25㎡
2F	25㎡	25㎡	25㎡
1F	25㎡	25㎡	25㎡

現実的には建てにくい構成になるのと  
共に、床面積を使い切れない。

③

11F	50㎡	25㎡	25㎡
10F	50㎡	25㎡	25㎡
9F	50㎡	25㎡	25㎡
8F	50㎡	25㎡	25㎡
7F	50㎡	25㎡	25㎡
6F	50㎡	25㎡	25㎡
5F	25㎡	25㎡	25㎡
4F	25㎡	25㎡	25㎡
3F	25㎡	25㎡	25㎡
2F	25㎡	25㎡	25㎡
1F	25㎡	25㎡	25㎡

左図の内訳

$$25 \text{ m}^2 \times 32 \text{ 戸} = 800 \text{ m}^2$$

$$50 \text{ m}^2 \times 6 \text{ 戸} = 300 \text{ m}^2$$

$$\text{計 } 38 \text{ 戸 } 1,100 \text{ m}^2$$

右図の内訳

$$25 \text{ m}^2 \times 20 \text{ 戸} = 500 \text{ m}^2$$

$$40 \text{ m}^2 \times 12 \text{ 戸} = 480 \text{ m}^2$$

$$50 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 戸} = 100 \text{ m}^2$$

$$\text{計 } 34 \text{ 戸 } 1,080 \text{ m}^2$$

このように、50㎡のみで、ファミリー附置  
義務に対応することが現実的である。

④

12F	40㎡	50㎡	
11F	40㎡	50㎡	
10F	40㎡	25㎡	25㎡
9F	40㎡	25㎡	25㎡
8F	40㎡	25㎡	25㎡
7F	40㎡	25㎡	25㎡
6F	40㎡	25㎡	25㎡
5F	40㎡	25㎡	25㎡
4F	40㎡	25㎡	25㎡
3F	40㎡	25㎡	25㎡
2F	40㎡	25㎡	25㎡
1F	40㎡	25㎡	25㎡

無理やり間取りを混ぜるとこのようになり、  
附置義務数よりもかなり増える。  
(総戸数は減るため、義務は2戸ずつ)

## 豊島区マンション管理適正化推進計画(案)の策定 説明資料

### ●策定理由

マンション管理適正化推進法が令和2年6月に改正され、自治体で

- ・「マンション管理適正化推進計画」
  - ・「管理計画認定制度」
- を定められることになった。

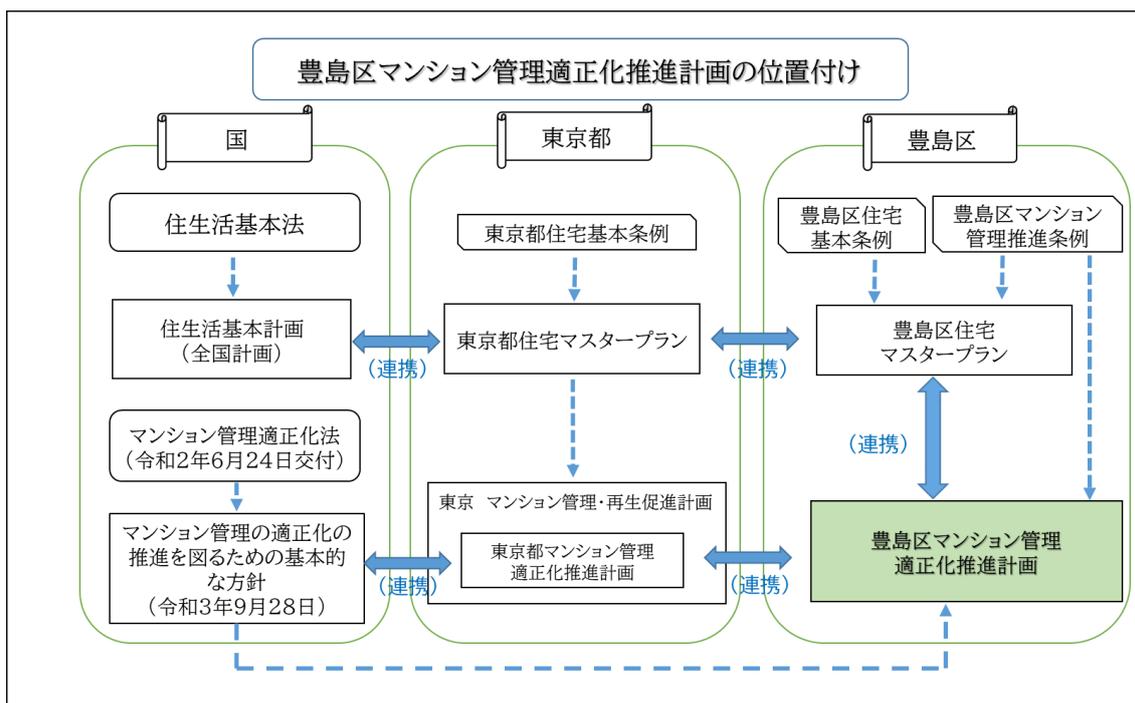
⇒本区で計画を策定するメリット

- ・推進計画を策定することで認定制度を定めることが可能となる。
- ・認定制度で認定を受けたマンションが市場で適切に評価されることで、区内マンションの管理水準の向上が期待できる。
- ・認定を受けたマンションはフラット35などの融資金利の引き下げを受けられる。
- ・マンションの購入希望者がマンション管理状況を把握しやすくなる。

### ●豊島区マンション管理適正化推進計画の作成内容

- ・国交省の「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」に基づき作成した。

### ●本計画の位置づけ





# 豊島区マンション管理適正化推進計画 概要(案)

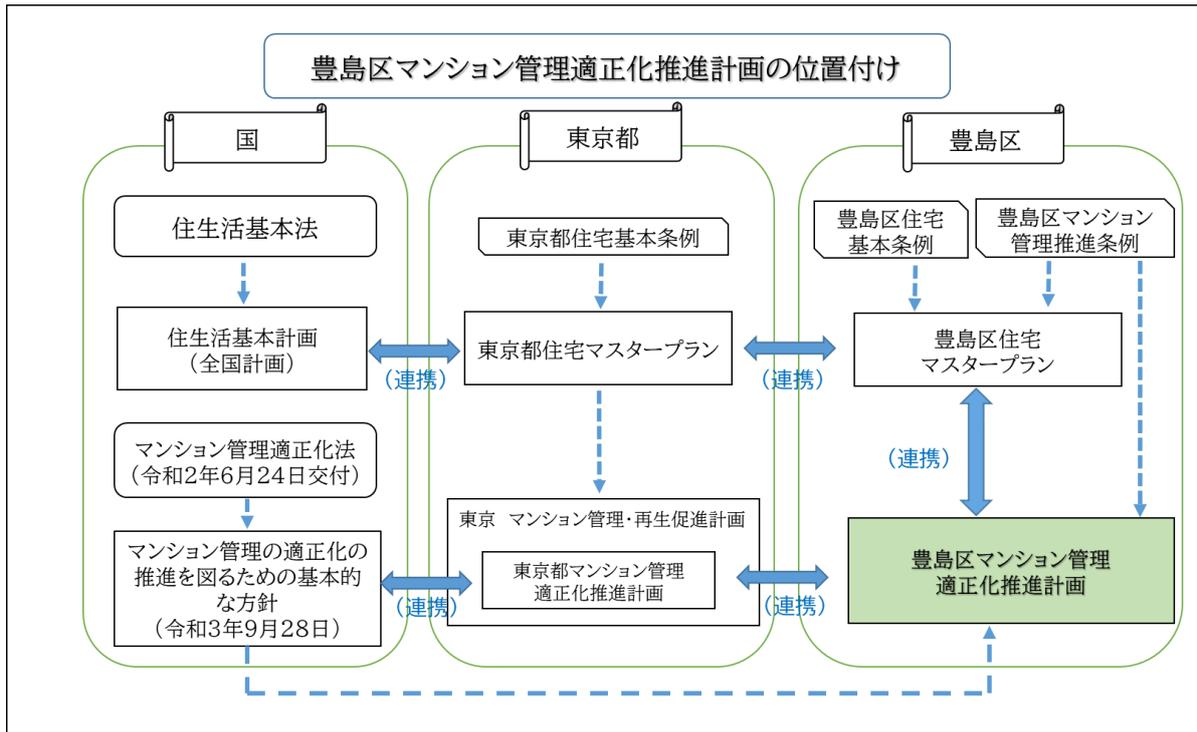
## 第1章 計画の背景と目的

### 1-1. 背景と目的

- 平成30年の住宅・土地統計調査によると豊島区内の居住世帯のうち約8割がマンションを含む共同住宅に居住しており、区内全域に渡って一般的な居住形態として定着している。
- マンションは永住志向の方、自身はマンション外に住み、賃貸して収益を得ることを目的とした方、など様々な方で1つの建物を区分所有している。そのため、各区分所有者の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなど建物を維持管理していく上で、多くの課題がある。
- 特に今後、区内において竣工後40年以上の期間が経過したマンションは急激に増加していくため、これらに対して適切な維持管理・修繕がなされないままに放置されると、これらの高経年マンションは、居住者の居住環境の低下だけに留まらず、外壁の剥落による通行者への被害、周辺コミュニティを含めた居住環境の悪化といった深刻な問題を引き起こす可能性がある。
- こうした中、国も、老朽化したマンションや管理組合の担い手が不足するマンションが急増する見込みであることを踏まえ、自治体に「マンション管理適正化推進計画」および「管理計画認定制度」が定められるようにマンション管理適正化推進法を令和2年6月に改正した。
- このような状況のなかで、マンションの管理水準と資産価値の維持向上、およびマンションが区民生活の居住環境の向上に寄与するために、豊島区はマンションの管理状況、建物・設備の老朽化や区分所有者等の高齢化の状況等を踏まえてマンションの管理の適正化を推進するため、本計画を策定する。

### 1-2. 計画の位置付け

- 本計画は、住生活基本法に基づいて策定される「住生活基本計画」、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(以下「マンション管理適正化法」という。)に基づいて定められた「マンションの管理の推進を図るための基本的な方針(令和3年9月28日国土交通省)」に基づき、豊島区内のマンションの管理の適正化を推進するための計画である。



### 1-3. 計画期間

- 令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とする。

## 第2章 マンションを取り巻く現状と課題

### 2-1. 豊島区のマンション施策の歩みと課題分析

#### (1) これまでの豊島区マンション施策の歩み

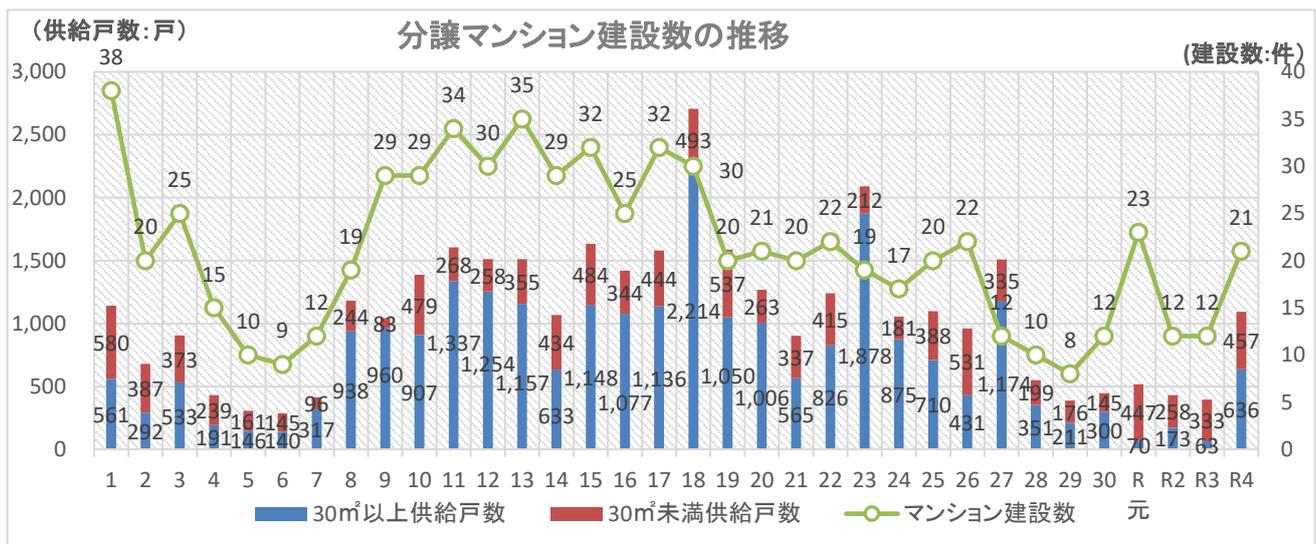
年度	施策
平成10年度、11年度、14年度	マンション実態調査、アンケート実施 →結果を基にセミナー、耐震診断助成制度を開始
平成22年度	マンション管理に関する相談の増加を受け、全国に先駆けて分譲マンション対策専門の「マンション担当課」を設置。 区内全マンションを対象とした実態調査の実施
平成23年度	学識経験者やマンション団体関係者、区職員で構成する「豊島区マンション適正管理推進会議」を設置
平成25年7月	「豊島区マンション管理推進条例」施行
平成26年度	マンションを職員と専門家で訪問し、その場で管理組合の疑問に回答することや、実態調査、管理状況届出書の督促等を目的とした「マンション管理支援チーム派遣事業」開始

(2) 豊島区マンションの課題の分析【平成22年度マンション実態調査結果より】

① 管理組合のなり手不足
② マンション管理に関する情報の不足
③ マンション管理への関心の低さ
④ 大規模修繕工事を行うための資金の不足
⑤ 防災に対する取り組み意識の低さ
⑥ 進まない耐震化・建替えの検討
⑦ マンション居住者間および地域とのつながりの希薄さ
⑧ 管理組合の連絡先がないなど接点がかつめないマンションの存在

2-2. 豊島区や国のマンション状況

(1) 豊島区のマシヨン竣工状況

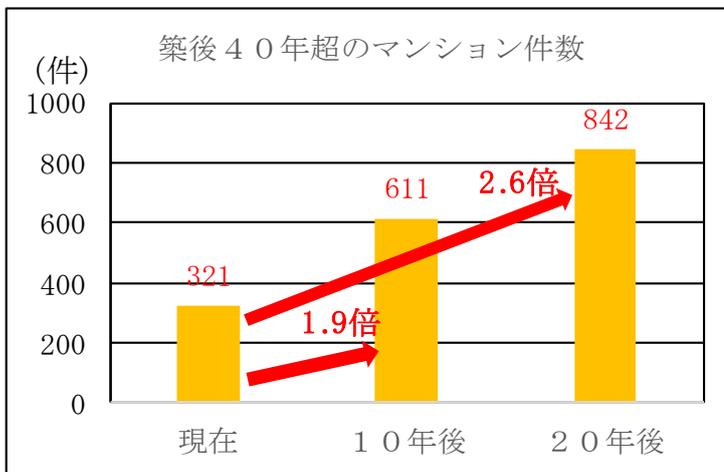


グラフ:「分譲マンション竣工数の推移」について※住戸面積が30㎡以上(平成21年以前は29㎡以上)のものをいう。※30㎡未満供給戸数は、平成21年以前は29㎡未満の供給戸数の数値である。※令和4年については、計画予定(一部竣工分を含む。)の数値である。

- 昭和39年ころから始まった豊島区における分譲マンションの供給は、平成以降も多数が供給され状況が続く、バブルの弾けた平成4年からの数年間を除いて、毎年1,500戸前後の戸数が供給されている。平成28年以降は30㎡以上の供給戸数が少なくなる一方で、30㎡未満の供給戸数は若干増加する傾向を見せている。

2) 高経年マンションの急増

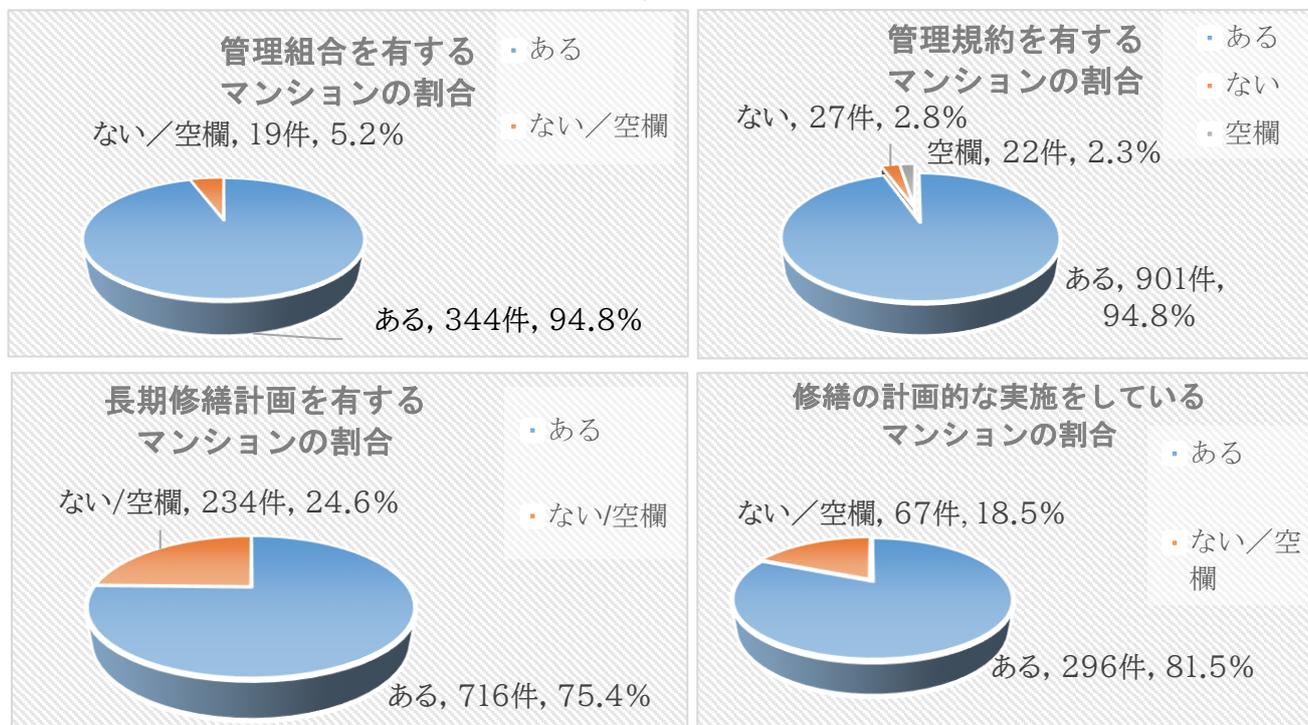
1982年に竣工を迎えたマンション群は現在築40年を迎えており、こうした築40年超のマンションが、現在の321件から10年後には約1.9倍の611件、20年後には約2.6倍の842件となるなど、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する恐れがある。



## 2-3. 管理状況届出書に基づく管理状況

### 管理状況届出書の届出状況

届出率 78.8%:届出件数950件/届出対象件数1,205件



## 2-4. 豊島区におけるマンション管理等の課題

---

### (1) 管理組合活動の停滞

- マンション管理は区分所有者で構成される管理組合が主体となって行うものであり、その活動には継続性が求められるが、理事長や理事会は存在しているにも関わらず、総会が何年も開催されていないマンションが存在している。
- その一方で、理事長を同じ人物が相当な長期間に渡って担っているマンションもあり、こうしたマンションでは、マンション管理のノウハウを有しているのは理事長のみという場合が多い。そのため、何らかの理由で理事長が管理組合の業務を担えなくなった場合、管理組合業務が機能しなくなり、その結果、一気にマンションが管理不全に陥ってしまう可能性を潜在的に抱えている。

---

### (2) 管理の仕組みの未整備

- マンション管理の主体である管理組合は区分所有法に定められている様にマンションの発生(竣工)と共に当然発生するものである。しかしながら区分所有法に定められているものは一般論的かつ必要最低限の内容となっている。そのため区分所有者は、区分所有者の権利や義務、総会等の意思決定方法、管理費や修繕積立金の徴収方法等を明記した各マンションの特徴に応じた管理規約を自ら作成することが求められる。
- 管理組合や管理規約といった管理の仕組みが整っていないと、意思決定の過程や責任の所在があいまいになってしまうだけでなく、管理の不具合情報の集約や共有も困難であるため、管理課題が山積し、マンション管理の再建が著しく困難になってしまう。

---

### (3) 管理組合活動を担う人材の不足

- マンションへの永住志向の高まりにより、管理組合員の高齢化が見られる。そのため、特に高経年化した小規模マンションにおいては、高度かつ複雑である管理組合活動の引き受け手が不足する事態が生じている。
- このままでは高経年小規模マンションを中心に管理組合活動を担える人材が不足し、管理組合活動に悪影響が生じてしまう恐れがあるため、管理組合活動を担う人材を確保する必要がある。

---

### (4) 長期修繕計画の未策定による建物の老朽化の加速

- 長期修繕計画とは、居住環境や性能、資産価値維持のために、40年、50年といった長期スパンで修繕に必要な費用や解体に必要な費用を算出し、将来予想されるマンションの修繕・改修等に備えると共に、資金計画を組み立てるための計画である。そのため、計画を策定していない場合、以下のような課題が生じる。
  - ① 修繕・改修時における資金不足により、修繕の延期や区分所有者からの臨時徴収が生じる恐れがある。
  - ② 計画的な修繕の実施よりも、費用が割高となり管理組合の負担が増加する恐れがある。

③ 適切なメンテナンスが実施されないことにより、修繕・改修の箇所や改修を実施する機会が増加し、管理組合の業務量が増加する恐れがある。

④ マンションの居住環境の悪化により、資産価値の低下や周辺地域への悪影響を及ぼす。

このように長期修繕計画が無いことは、長期的な視点でマンションの管理運営を行うことが困難になる。

## (5) その他の課題

### ①管理状況届出書の未届け

- 令和4年3月末時点での管理状況届出書の届出状況は、届出対象マンション1,205件に対し届出済のマンションは950件、届出率は78.8%となっている。
- 本来、管理状況届出書の届出は、『管理組合が自らマンション管理の現状を顧みるきっかけを作る』という意味があるため、管理状況届出書を未届な場合、管理不全な事項がそのまま改善されることなく、長く続いてしまう恐れがある。  
また、区も未届マンションについては管理実態を把握することが出来ず、支援の手立てを講じることが出来ない。

### ②管理状況届出書変更届の未届け

- 管理状況届出制度では、届出書の内容に変更が生じた場合、変更届出を義務付けている。届出の必要な変更項目は、以下の11項目でいずれも適正管理を行う上で重要なものである。

	項目		項目
1	管理組合	7	修繕の計画的な実施
2	管理者等	8	区分所有者名簿
3	管理規約	9	長期修繕計画
4	総会開催	10	受託管理業者
5	管理費	11	連絡先
6	修繕積立金		

- これらの項目は管理状況届出書を届出した時点では問題が無くても、時間の経過と共に管理体制の変更が生じたことをきっかけに問題化してしまう可能性を有している。また、建物の経年化によって問題と化す可能性もある。さらにマンション管理には継続性が求められるため、管理組合は最新の管理状況を常に把握できない場合、対応が後手になってしまう恐れがある。

## 第3章 マンション管理適正化の推進に関する基本理念と目標

### 3-1. マンション施策の基本理念

- 豊島区のマンション施策の基本理念は、『マンションの管理不全の予防』であり、この理念に沿って豊島区マンション管理推進条例を制定し、管理状況届出制度の普及に努めるとともに、マンション専門家派遣事業をはじめとする支援事業を実施してきた。
- 他方、条例の制定後10年が経過する中でマンションの「二つの老い」が顕在化し始めており、区分所有者の高齢化により管理組合活動に影響が生じているマンションや、長期修繕計画を策定していないため修繕積立金が不足し、修繕がままならないマンションの存在が明らかになってきた。
- そのため、これらのマンションが管理不全に陥らないよう、管理不全の予防に基づく施策を現状に合わせてさらに適応させていく。

### 3-2. 基本目標

#### 【基本目標1】管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進

<現状と施策の方向性>

- 豊島区はマンションの適正管理(管理不全の予防)を目的として豊島区マンション管理条例を定め、平成24年7月に条例を施行。条例の対象となる全てのマンションは管理状況届出書を豊島区に届出することを義務とされており、豊島区はこの届出書によってマンションの管理状況の把握に努めてきた。
  - 届出率は条例施行後3年が経過した平成27年度の時点で約50%に達しましたが、そこで頭打ちとなったため、資料の郵送による届出書の周知に加え、平成27年12月にマンション専門家と職員でチームを組んだ「マンション管理支援チーム派遣事業」を開始した。
  - 令和4年3月末の時点で届出率は78.8%に達しているが、未だに2割強のマンションが届出をしていないため、これらの未届マンションの管理実態を把握するためにも届出制度の周知を一層強化していく。
- 目標 1-1 管理状況届出書の届出促進
  - 目標 1-2 管理不全兆候のあるマンションに対する支援・指導の強化

#### 【基本目標2】管理組合による自主的な維持管理の推進

<現状と施策の方向性>

- マンションの管理組合は、区分所有者等で構成される管理組合が自らの責任で行うことが大原則であり、そのためには、区分所有者は進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定めら

れた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

- 他方、マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等の専門的知識を有する者の支援を活用しながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。

また、管理組合は、理事会での活動状況に関する情報公開を積極的に行うと共に、内容を分かり易く丁寧に区分所有者に提供していく必要がある。

こうして、区分所有者がマンションで生じている管理課題を自分にとっての課題と認識し、自主的にマンション管理(管理組合の活動)に参加することによって、管理組合の自主性は向上する。

- また、マンション管理に必要な高度な専門知識に対応するためや、管理組合活動を担える区分所有者の減少に対応するために、外部の専門家を管理組合の管理者等又は役員に就任させた場合も、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが必要となる。

■ 目標 2-1 自主的な管理組合活動を担うことのできる区分所有者の育成

■ 目標 2-2 第三者管理制度の普及促進による高経年小規模マンション等における管理不全の予防

---

### 【基本目標 3】 管理計画認定制度の利用によるマンション管理水準の向上

<現状と施策の方向性>

- マンションを適切に維持管理し、機能向上を図りながら長く大切に使用していくことは、良質なマンションストックを形成していく上で重要である。
- 多くの管理組合が管理計画認定制度を利用することが、マンションの管理水準を更に向上させることにつながるため、豊島区は制度の普及啓発に努める。

<指標・目標値>

【基本目標1】に関するもの

指標No	指標内容	令和3年度末状況	令和13年度目標
①	区条例、都条例を含めた管理状況届出を行ったマンションの割合	78.8%	85.0%

【基本目標2】に関連するもの

指標No.	指標内容	令和3年度末状況	令和13年度目標
②	管理組合を有するマンションの割合	94.8%	100.0%
③	管理者等を有するマンションの割合	95.4%	100.0%
④	管理規約を有するマンションの割合	94.8%	100.0%
⑤	総会を年1回以上開催するマンションの割合	91.2%	95.0%
⑥	管理費を徴収しているマンションの割合	98.0%	100.0%
⑦	修繕積立金を徴収しているマンションの割合	93.9%	95.0%
⑧	区分所有者等名簿を有するマンションの割合	92.7%	100.0%
⑨	長期修繕計画を有するマンションの割合	75.4%	85.0%
⑩	修繕の計画的な実施(大規模修繕工事)をしているマンションの割合	81.4%	85.0%

#### 4章マンション管理の適正化の促進を図るための施策

本計画では第4章マンションの管理の適正化に関する目標《【基本目標1】「管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進」》・《【基本目標2】「管理組合による自主的かつ民主的な維持管理の推進」》で定めた目標に沿って施策を実施していく。

#### 【基本目標1】「管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進」に関する施策

- 施策1-1 管理状況届出書未届けマンションの解消 に関するもの
  - ①管理状況届出書未届マンションに対する制度周知及び届出督促の強化
  - ②マンション管理支援チーム派遣事業の継続
  - ③管理状況届出制度届出状況集計報告書の作成及び周知
- 施策1-2 管理不全兆候のあるマンションに対する支援・指導の強化 に関するもの
  - ①マンション専門家派遣事業の利用促進(再掲載)

- ②管理組合の存在しないマンションの管理体制構築、管理組合機能不全マンションの管理体制再生等、長期に渡る支援の在り方の検討

## 【基本目標2】「管理組合による自主的な維持管理の推進」に関する施策

- 目標2-1 自主的な管理組合活動を担うことのできる区分所有者の育成 に関するもの
  - ①豊島区マンション管理適正化推進計画・指針の周知・啓発
  - ②マンション専門家派遣事業の利用促進
  - ③管理組合の仕組みや運営方法に関する基礎知識等の分かりやすいパンフレットの作製と普及
- 目標2-2 第三者管理制度に関する普及啓発の促進 に対するもの
  - ① 第三者管理制度の周知・啓発

## 【基本目標3】「管理計画認定制度の利用によるマンション管理水準の向上」に関する施策

- ①管理計画認定制度の周知・啓発

## 第5章マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する施策

### ■ 施策1 豊島区分譲マンション管理セミナー

分譲マンションの適切な維持管理による快適なマンション居住を支援するため、管理組合役員や区分所有者、マンション管理に関心をお持ちの方を対象に、マンション管理に役立つ情報を開催するセミナーを年2回開催

### ■ 施策2 マンション専門家派遣事業

マンション専門家派遣事業は、区内に所在するマンションの管理組合に対し、マンションの管理に関する専門家(マンション管理士または一級建築士、建築設備士、税理士)を派遣し、マンションの管理の適正化を推進するための助言、指導及び情報提供を行うことにより、マンションの良好な維持管理への支援を目的とする制度。1管理組合につき同一年度内に4回まで利用可。

### ■ 管理状況届出制度届出状況集計報告書の作成及び周知

管理状況届出制度の分析結果に解説を加えた報告書を作成し、管理組合に配布を行う。

管理組合はこの報告書により、自らのマンションの豊島区内における管理水準を客観的に把握できるようにすることにより、管理組合の管理意識の向上を図る。



- マンション管理の目的が達成できるように、マンション管理適正化法及びマンションの管理に関連する法令、区条例、都条例、各マンションで定めた管理規約等の法令を遵守し、マンションを適正に管理するよう努めること。
- 居住者等間及び地域とのコミュニティの形成に主体的に取り組むよう努めること。

---

#### (4) 居住者等の役割と責務

- 当該マンションの所有の有無にかかわらず、マンションに居住し、又は使用する一員として、マンション管理適正化法及びマンションの管理に関連する法令、区条例、都条例、各マンションで定めた管理規約等の法令の規定を遵守すること。

---

#### (5) マンション管理士の役割と責務

- 管理組合の運営その他マンションの管理に関し、専門的知識をもって、管理組合、管理者等、区分所有者等その他マンションの管理に関わる者の相談に応じ、公平な立場から当該マンションの実情に応じた助言その他の援助を適切に行うよう努めること。

---

#### (6) マンション管理業者の役割と責務

- 管理組合の運営その他マンションの管理について受託業務を誠実に履行するとともに、受託業務を行うに際して、区分所有者等及び管理組合に対し、当該マンションの管理に関する情報を提供すると共に専門的見地から提案又は助言を行うよう努めること。

---

#### (7) 宅地建物取引業者の役割と責務

- マンションの売買契約業務又は賃貸借契約業務を行うときは、契約を予定する者に対し、当該マンションの管理規約等及び長期修繕計画を契約前に提示して十分に説明するとともに、居住ルール及び管理組合運営の仕組みについて十分に理解を得るよう努めること。

---

#### (8) マンション分譲事業者の役割と責務

- 管理組合の設立及び運営の円滑化のため、分譲時に管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案を適切に定めるとともに、これらの内容を購入者に対して説明し理解を得るよう努めること。

### 第7章 その他マンション管理の適正化の推進に関する重要事項

- 本計画の達成手段の一つとして、マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度を運用する。
- 管理計画の認定は5年ごとの更新制であり、更新しなければ認定の効力は失われます。また、認定期間中の管理計画変更時には再度認定が必要となる。(有効期間は延長されない。)

- また、認定期間中に豊島区から報告徴収、改善命令等の監督を受ける場合があるため、マンションの管理者等には、認定を取得したマンションとしての適正管理に努めることが求められる。

## 第 8 章 計画の推進に向けて

### 推進体制の整備

- 施策の推進に向けて、国や都、専門家等、関係者相互の連携強化を図る。また、施策に従事する行政職員を対象とした研修への参加、都の開催する連絡会議の場などを通じた意見交換や情報共有等により、行政職員の能力の向上やノウハウの蓄積・継承を図っていく。

### 計画の検証と見直し

- 今後、社会経済状況の変化等に伴い、新たな課題が顕在化する可能性も十分に考えられる。このため、本計画については、(定期的に進捗状況を把握し、施策効果の検証等を行うとともに、)状況の変化にも的確に対応し得るよう、必要に応じて見直しを図るものとする。

## <参考>

豊島区マンション管理適正化推進計画スケジュール	
令和4年 9 月	・住宅対策審議会に報告(9/2) ・令和4年第3回豊島区議会定例会に報告
10 月～11 月	・パブリックコメントを実施
令和5年 3 月	・パブリックコメント結果を住宅対策審議会に報告し、その後施行



# 豊島区管理計画認定制度

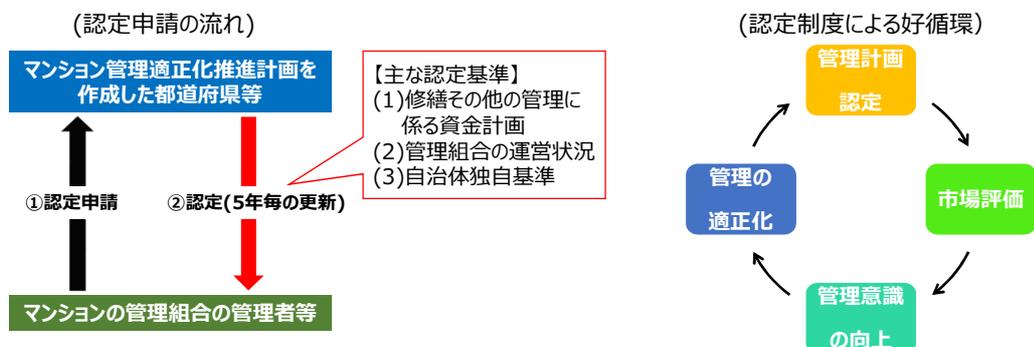


## 豊島区管理計画認定制度 概要

### ■ 制度の狙いについて

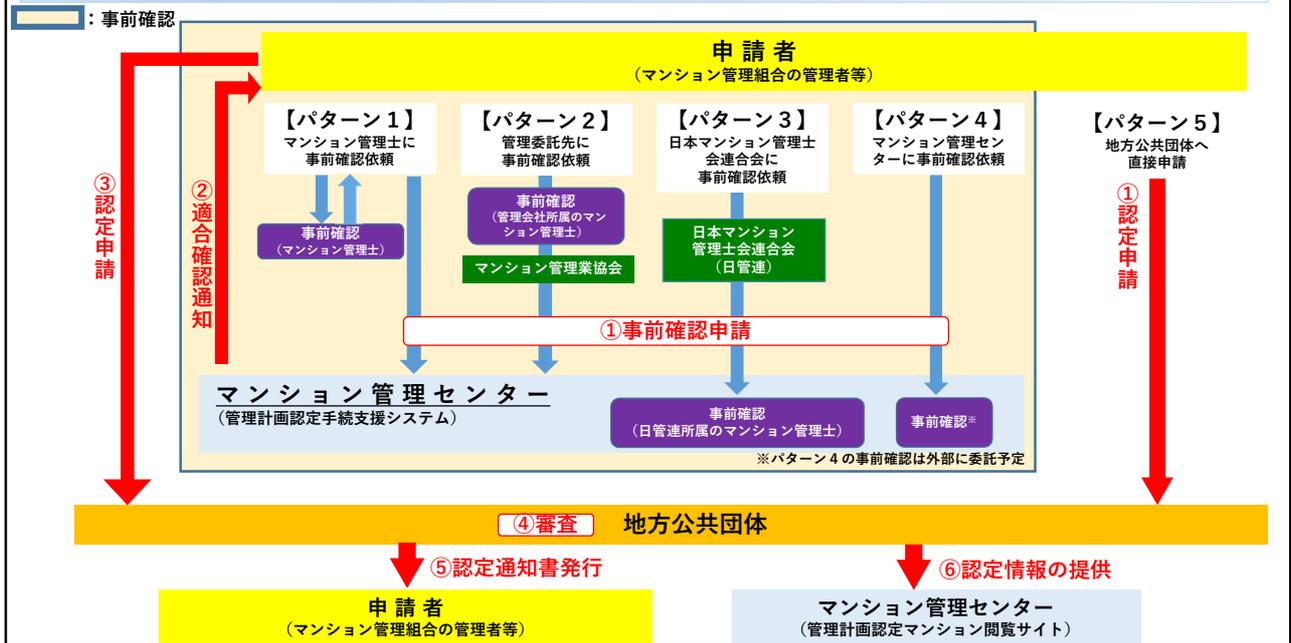
- ・管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進される。
- ・認定を受けたマンションは、市場で高く評価される。
- ・良質な管理水準が維持されることで、居住者のみならず、周辺地域の良好な居住環境の維持向上に寄与する。

### ■ 制度の流れ (イメージ)



# 豊島区管理計画認定制度 認定申請詳細

※公益財団法人マンション管理センター提供資料を基に住宅課作成



# 豊島区管理計画認定制度 認定基準・認定審査所要時間①

	認定基準	審査時間(分)	
		事前確認	【あり】 【なし】
管理計画認定基準	<b>(1) 管理組合の運営</b>		24
	① 管理者等が定められていること		
	② 監事が選任されていること		
	③ 集会在年1回以上開催されていること		
	<b>(2) 管理規約</b>		20
	① 管理規約が作成されていること		
	② マンションの適切な管理のため、管理規約において、災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること		
	③ マンションの管理状況に係る情報取得のため、管理規約において、管理規約の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること		
	<b>(3) 管理組合の経理</b>		23
	① 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること		
	② 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと		
	③ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割いないであること		
	<b>(4) 長期修繕計画の作成及び見直し等</b>		48
	① 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会以て決議されていること		
	② 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること		
	③ 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること		
④ 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと			
⑤ 長期修繕計画の計画期間全体の修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと			
⑥ 長期修繕計画の計画期間内の最終年度において、借入金の残高のない長期計画となっていること			

## 豊島区管理計画認定制度 認定基準・認定審査所要時間②

	認定基準	審査時間(分)	
		本審査	再審査
		【あり】	【なし】
管理計画 認定基準	(5) その他		
	① 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること		15
	② 都道府県等マンション適正管理化指針に照らして適切なものであること		
(追加) 豊島区 認定 基準	(6) 豊島区追加基準		
	① 町会・自治会加入等協議を実施していること		5
	② 防災に関する取組について		
手続き	(1) 自治体受付・書類チェック	15	70
	(2) 申請者とのやり取り	9	130
	(3) 決裁・認定書交付	30	50
合計	19項目	59	385

### ※備考

- ・追加の認定基準 : 基準となる項目や提出資料は、認定の障壁とならないよう検討していく。
- ・認定審査所要時間 : 国交省が実施した一部の自治体による審査試行及びヒアリングに基づき、おおそ必要と想定される所要時間に基づく。
- ・認定審査事務の委託 : 管理計画の認定に関する事務の一部を、指定認定事務支援法人に委託可能。

## 豊島区管理計画認定制度 その他

### ■ 認定による管理組合のメリット

- ・(独)住宅金融支援機構「フラット35」における金利引き下げ
- ・「マンション共用部分リフォーム融資」における金利引き下げ

### ■ 検討事項

- ・認定申請（新規、変更、更新）手数料の設定  
⇒東京都や周辺自治体との均衡を鑑みながら適正な金額を設定する。
- ・指定認定事務支援法人への委託  
⇒委託先、委託料、委託業務内容、専門的な知識や経験の必要性等を踏まえ、委託の必要性について検討する。
- ・制度に関する普及活動  
⇒区による活動だけではなく、マンション関連団体との連携を図りながら、制度利用を促進する。



# 豊島区マンション管理適正化推進計画

(案)



# 目次

第1章 計画の背景と目的 .....	32
1-1. 背景と目的 .....	32
1-2. 計画の位置付け .....	33
1-3. 計画期間 .....	33
第2章 マンションを取り巻く現状と課題 .....	34
2-1. 豊島区のマンション施策の歩みと課題分析 .....	34
2-2. 豊島区や国のマンション状況 .....	35
2-3. 管理状況届出書に基づく管理状況 .....	36
2-4. 豊島区におけるマンション管理等の課題 .....	39
第3章 マンション管理適正化の推進に関する基本理念と目標	42
3-1. マンション施策の基本理念 .....	42
3-2. 基本目標 .....	42
3-3. 指標・目標値 .....	45
第4章 マンション管理の適正化の促進を図るための施策 .....	48
第5章 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及 に関する施策 .....	51
第6章 マンションの管理に関わる皆様の役割と責務 .....	52

6-1. マンションの管理に関わる皆様の役割と責務 .....	52
6-2. マンションの管理に関わる者の役割と責務 .....	52
第7章 その他マンション管理の適正化の推進に関する重要事項 .....	55
第8章 計画の推進に向けて .....	55
8-1 推進体制の整備 .....	55
8-2 計画の検証と見直し.....	56

# 第1章計画の背景と目的

## 1-1. 背景と目的

平成30年の住宅・土地統計調査によると、豊島区内の居住世帯のうち約8割がマンションを含む共同住宅に居住しており、土地利用の高度化の進展に伴い池袋を中心として区内全域に渡って一般的な居住形態として定着しています。

一方、マンションは永住志向の方、自身はマンション外に住みながら賃貸して収益を得ることを目的とした方、など様々な方で1つの建物を区分所有しています。そのため、各区分所有者の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなど建物を維持管理していく上で、多くの課題があります。

特に今後、区内において竣工後40年以上の期間が経過したマンションは急激に増加していくため、これらに対して適切な維持管理・修繕がなされないままに放置されると、これらの高経年マンションは、居住者の居住環境の低下だけに留まらず、外壁の剥落による通行者への被害、周辺コミュニティを含めた居住環境の悪化といった深刻な問題を引き起こす可能性があります。

こうしたなかで国も、老朽化したマンションや管理組合の担い手が不足するマンションが急増する見込みであることを踏まえ、各自治体が「マンション管理適正化推進計画」および「管理計画認定制度」を定め、具体的に目標や施策を設けることができるよう、マンション管理適正化推進法を令和2年6月に改正しました。

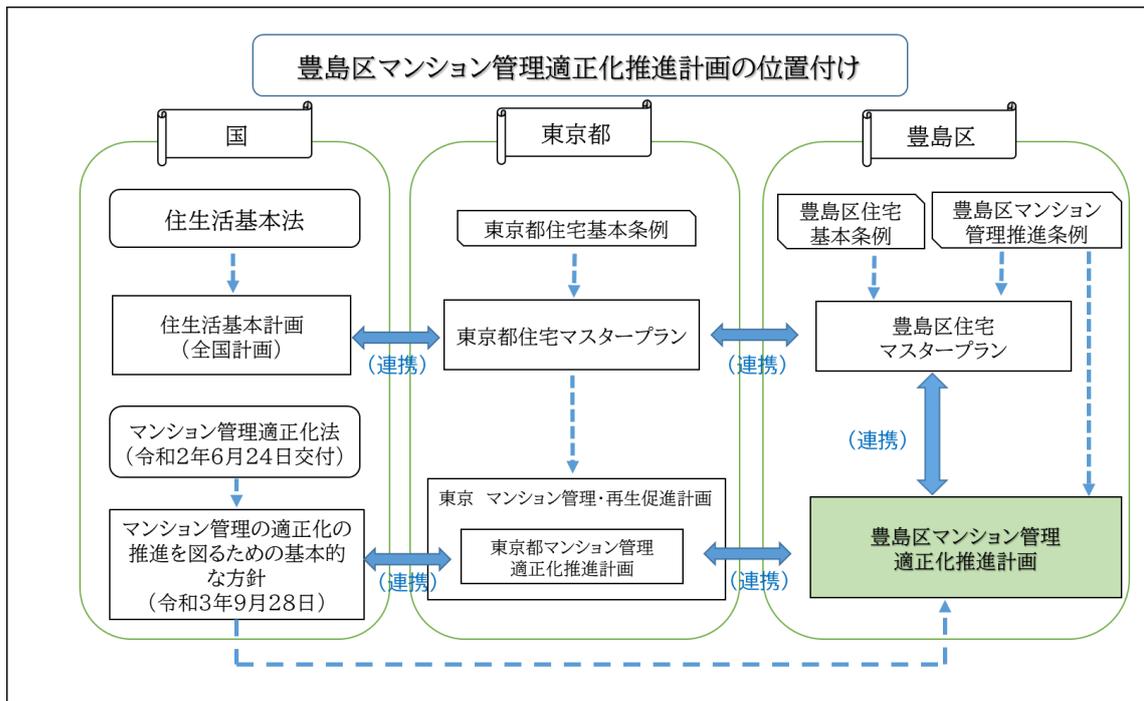
このような状況のなかで、マンションの管理水準と資産価値の維持向上、およびマンションが区民生活の居住環境の向上に寄与するために、豊島区はマンションの管理状況、建物・設備の老朽化や区分所有者等の高齢化の状況等を踏まえてマンションの管理の適正化を推進するため、本計画を策定します。

### <国の動き>

- ① マンション管理適正化推進計画制度…基本方針に基づき、管理適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を作成することができる(任意)
- ②管理計画認定制度…マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体は適切な管理計画を有するマンションを認定することができる
- ③管理適正化のための助言指導等…管理の適正化のために、必要に応じて管理組合に対して指導・助言等を行えることとする

## 1-2. 計画の位置付け

本計画は、住生活基本法に基づいて策定される「住生活基本計画」、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(以下「マンション管理適正化法」という。))に基づいて定められた「マンションの管理の推進を図るための基本的な方針(令和3年9月28日国土交通省)」に基づき、豊島区内のマンションの管理の適正化を推進するための計画です。



## 1-3. 計画期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間を計画期間とします。社会情勢や住宅政策の動向が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

# 第2章 マンションを取り巻く現状と課題

## 2-1. 豊島区のマンション施策の歩みと課題分析

### (1) これまでの豊島区マンション施策の歩み

年度	備考
平成10年度、11年度、14年度	マンション実態調査、アンケート実施 →結果を基にセミナー、耐震診断助成制度を開始
平成22年度	マンション管理に関する相談の増加を受け、全国に先駆けて分譲マンション対策専門の「マンション担当課」を設置。 区内全マンションを対象とした実態調査の実施
平成23年度	学識経験者やマンション団体関係者、区職員で構成する「豊島区マンション適正管理推進会議」を設置
平成25年7月	「豊島区マンション管理推進条例」施行
平成26年度	マンションを職員と専門家で訪問し、その場で管理組合の疑問に回答することや、実態調査、管理状況届出書の督促等を目的とした「マンション管理支援チーム派遣事業」開始

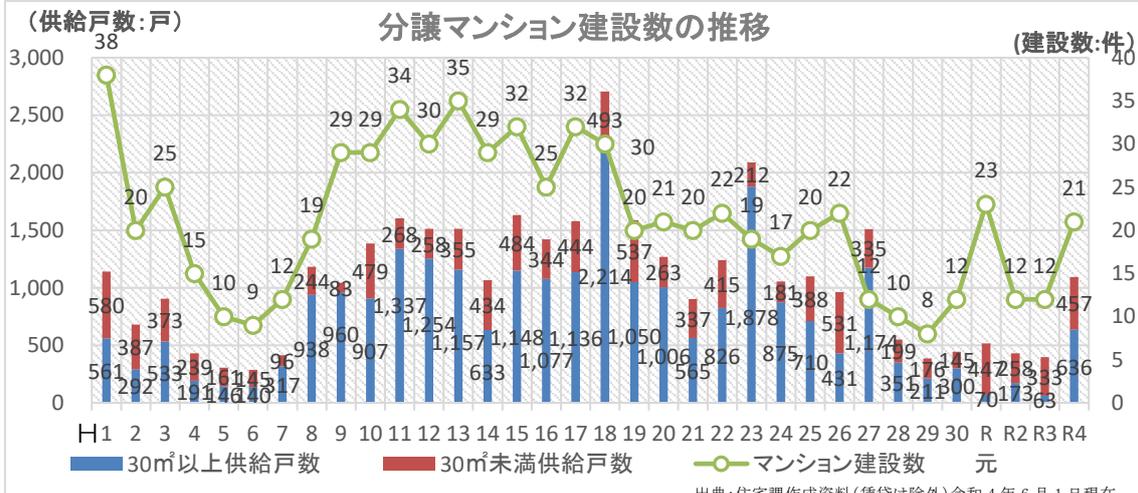
### (2) マンションの課題の分析

平成22年度に実施した実態調査から以下の課題が鮮明になりました。

① 管理組合のなり手不足
② マンション管理に関する情報の不足
③ マンション管理への関心の低さ
④ 大規模修繕工事を行うための資金の不足
⑤ 防災に対する取り組み意識の低さ
⑥ 進まない耐震化・建替えの検討
⑦ マンション居住者間および地域とのつながりの希薄さ
⑧ 管理組合の連絡先がないなど接点は一切つかめないマンションの存在

## 2-2. 豊島区や国のマンション状況

### (1) 豊島区のマンション竣工状況

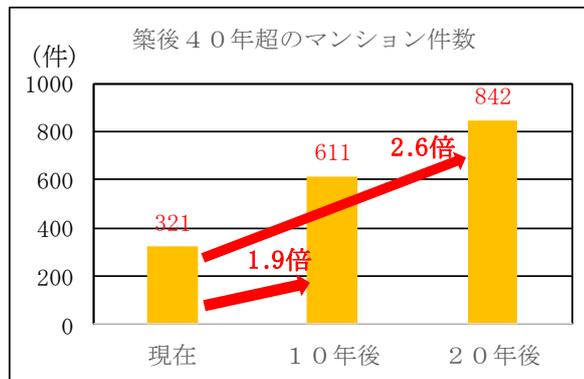


出典：住宅課作成資料(賃貸は除外)令和4年6月1日現在  
 グラフ：「分譲マンション竣工数の推移」について ※30㎡以上供給戸数は、平成21年以前は29㎡以上のものをいう。※30㎡未満供給戸数は、平成21年以前は29㎡未満の供給戸数の数値である。

豊島区における分譲マンションの供給は昭和39年ころから始まり、昭和53年からは年間に1,000戸前後と竣工戸数が増大し、竣工件数も昭和56年をピークに多くのマンションが建設されました。平成以降も多数のマンション竣工が続き、バブル崩壊後の平成4年からの数年間を除いて、毎年1,500戸前後の戸数が供給される状態が続きました。平成28年以降は30㎡以上供給戸数が少なくなる一方で、30㎡未満の供給戸数は若干増加する傾向を見せています。

### (2) 高経年マンションの急増

1982年に竣工を迎えたマンション群は現在築40年を迎えており、こうした築40年超のマンションが、現在の321件から10年後には約1.9倍の611件、20年後には約2.6倍の842件となるなど、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する恐れがあります。



このような高経年マンションで、小規模マンションでは管理組合の活動を担うことのできる方が限られていること、さらに管理費や修繕費の積立額が少なくなる傾向にあることから、建物の高経年化と入居者の高齢化が同時に進行する「二つの古い」の影響を大きく受けると考えられます。これらのマンションで管理が適正に行われていないと、今後急速に居住環境に影響が出る事が予想されます。

### (3) 平成30年度マンション総合調査から見た全国的なマンションの管理傾向

国土交通省が、概ね5年に一度管理組合や区分所有者に対してのマンション管理の実態を把握するために行っている「マンション総合調査」によると、「マンションへの永住志向の高まり」が

ある一方、「老朽化対策が議論されることは少ない」など、マンション管理に対して様々な問題があることが見受けられます。

<平成30年度マンション総合調査に見られるマンション管理傾向>

①	マンションへの永住志向の高まり、居住者が高齢化している。
②	高経年マンションの賃貸化が進み、所在不明・連絡先不通の戸数割合が増加している。
③	管理組合で老朽化対策を議論されることは少ない。議論をしても結論を出すことが難しい。
④	管理費の滞納がないマンションは減少傾向にあるが、未だに4割近いマンションで滞納が発生している。
⑤	居住者間のトラブルを抱えるマンションが増加している。
⑥	1/4のマンションが区分所有者の高齢化や役員の成り手不足を理由に、外部役員を選任することを検討または検討の意向を持っている。

出典：平成30年度マンション総合調査結果報告書

## 2-3. 管理状況届出書に基づく管理状況

### 1. 届出対象

豊島区内に所在するマンションの管理組合

届出対象件数 1,205 件(令和4年3月末日現在)

### 2. 集計期間(届出率)

平成25年7月1日(区条例施行日)から令和4年3月末日までに、区条例および都条例に基づく届出があったマンション

届出件数 950 件(届出率 78.8%)

### 3. 届出状況

#### 1. 建築時期別届出状況

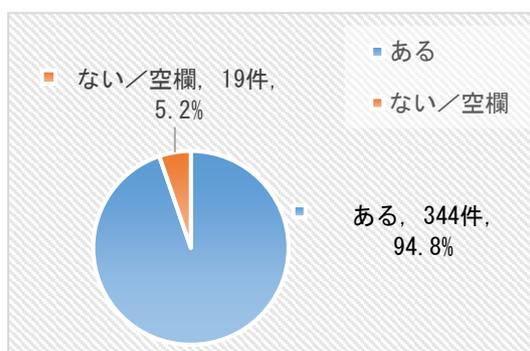
	1970年 以前	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～ 2010	2011～ 2020	合計
届出件数	36	198	241	168	193	78	914
総件数	41	222	316	212	263	150	1,204
届出率	87.8%	89.2%	76.3%	79.2%	73.4%	52.0%	75.9%

#### 2. 戸数別届出状況

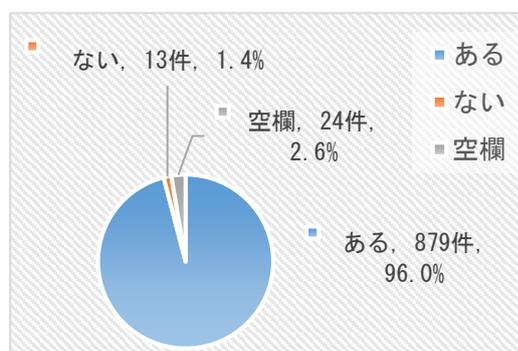
	10戸 未満	10～ 19戸	20～ 29戸	30～ 49戸	50～ 99戸	100～ 199戸	200 戸以上	合計
届出件数	39	136	209	254	207	51	18	914
総件数	65	179	274	353	260	55	18	1,204
届出率	60.0 %	76.0 %	76.3 %	72.0 %	79.6 %	92.7 %	100.0 %	75.9%

#### 3. 項目別の管理状況

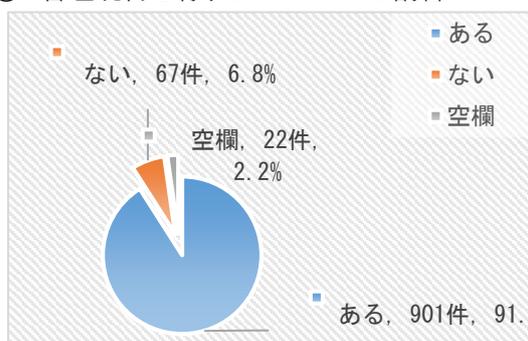
##### ① 管理組合を有するマンションの割合



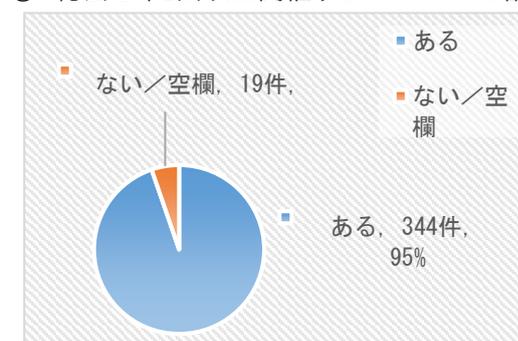
##### ② 管理者を有するマンションの割合



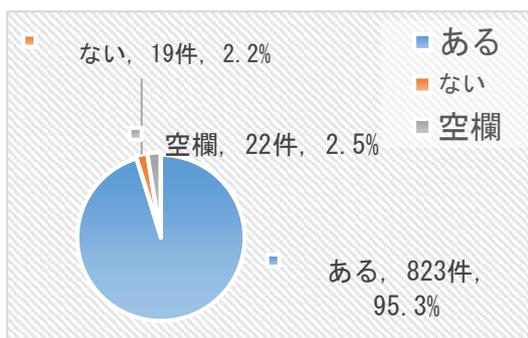
##### ③ 管理規約を有するマンションの割合



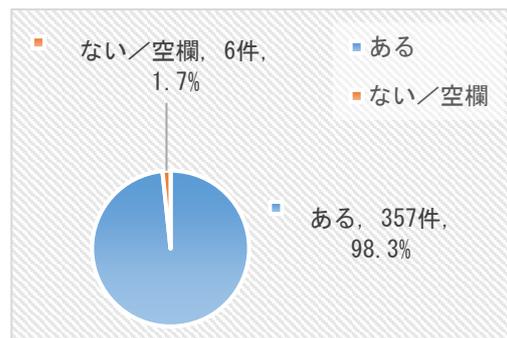
##### ④ 総会を年1回以上開催するマンションの割合



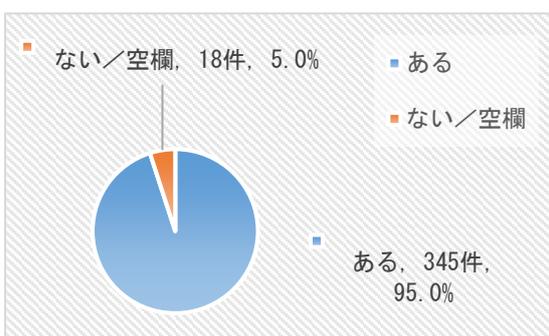
⑤ 総会議事録を有する割合



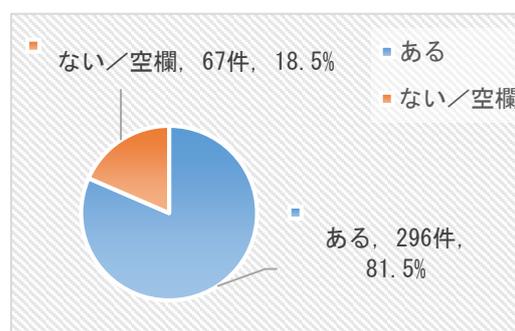
⑥ 管理費を徴収している割合



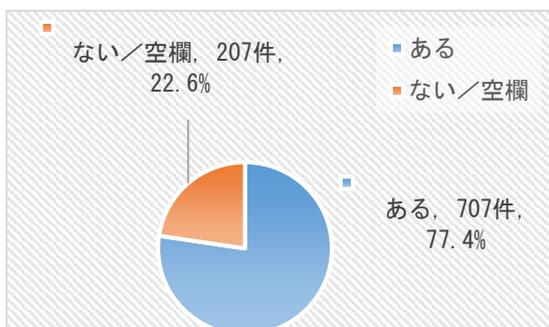
⑦ 修繕積立金を徴収している割合



⑧ 修繕の計画的な実施を実施している割合



⑨ 長期修繕計画を有するマンションの割合

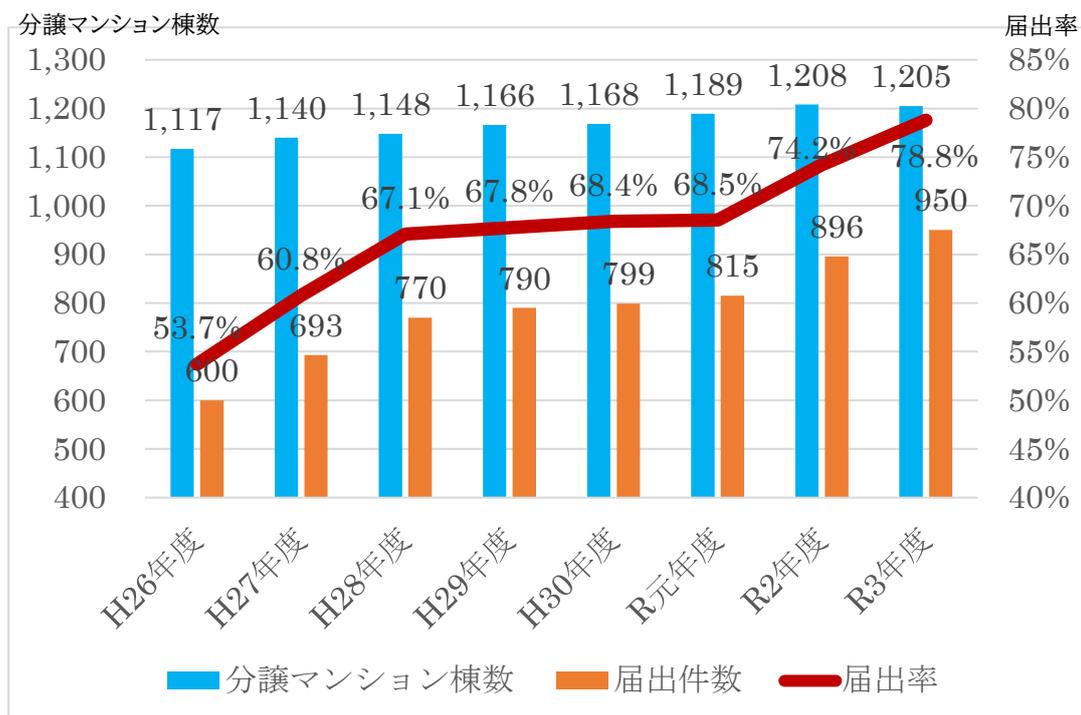


管理状況届出書の届出を出しているマンションでは、概ね一定の管理水準が保たれているものと思われます。

しかし長期修繕計画を有していないマンションが22.6%あり、これらのマンションでは修繕費の積立が不足している可能性が高いものと思われます。

また、防災への取組みを行っているマンションが19%と低くなっています。

#### 4. マンション管理状況届出書届出率の推移



※分譲マンション棟数:豊島区住宅課マンションデータ記載の件数

※届出件数 :東京都の条例対象マンションを含む、区内分譲マンションの管理状況届出件数

## 2-4. 豊島区におけるマンション管理等の課題

### (1) 管理組合活動の停滞

マンション管理は区分所有者で構成される管理組合が主体となって行うものであり、その活動には継続性が求められます。

しなしながら、理事長や理事会は存在しているにも関わらず、総会が何年も開催されていないマンションが存在しています。

その一方で、理事長を同じ人物が相当な長期間に渡って担っているマンションもあります。こうしたマンションでは、マンション管理のノウハウを有しているのは理事長のみという場合が多く、何らかの理由で理事長が管理組合の業務を担えなくなった場合、管理組合業務が機能なくなり、その結果、一気にマンションが管理不全に陥ってしまう可能性を潜在的に抱えています。

---

## (2) 管理の仕組みの未整備

マンション管理の主体である管理組合は、区分所有法に定められている様にマンションの発生(竣工)と共に当然発生するものです。しかしながら、区分所有法に定められているものは一般論的かつ必要最低限の内容となっています。そのため区分所有者は、区分所有者の権利や義務、総会等の意思決定方法、管理費や修繕積立金の徴収方法や未納者への督促方法等を明記しマンション管理がルールに則ってスムーズに行われるよう、自ら各マンションの特徴に応じた管理規約を作成することが求められます。

管理組合や管理規約といった管理の仕組みが整っていない場合、意思決定の過程や責任の所在があいまいになってしまうだけでなく、管理の不具合情報の集約や共有も困難であるため、管理課題が山積し、マンション管理の再建が著しく困難になってしまいます。

---

## (3) 管理組合活動を担う人材の不足

マンションへの永住志向の高まりにより、管理組合員の高齢化が見られます。そのため、特に高経年化した小規模マンションにおいては、高度かつ複雑である管理組合活動の引き受け手が不足する事態が生じています。

このままでは高経年小規模マンションを中心に管理組合活動を担える人材が不足し、管理組合活動に悪影響が生じてしまう恐れがあるため、管理組合活動を担う人材を確保する必要があります。

---

## (4) 長期修繕計画の未策定による建物の老朽化の加速

長期修繕計画とは、居住環境や性能、資産価値維持のために、40年、50年といった長期間で修繕に必要な費用や解体に必要な費用を算出し、マンションの将来予想される修繕・改修等に備えると共に、資金計画を組み立てるための計画です。このため計画を策定していない場合、以下のような課題が生じます。

- ① 修繕・改修時における資金不足により、修繕の延期や区分所有者からの臨時徴収が生じる恐れがある。
- ② 計画的な修繕の実施よりも、費用が割高となり管理組合の負担が増加する恐れがある。
- ③ 適切なメンテナンスが実施されないことにより、修繕・改修の箇所や改修を実施する機会が増加し、管理組合の業務量が増加する恐れがある。

- ④ マンションの居住環境の悪化により、資産価値の低下や周辺地域への悪影響を及ぼす。

このように長期修繕計画が無いことは、長期的な視点でマンションの管理運営を行うことが困難になります。

---

## (5) その他の課題

### ① 管理状況届出書の未届け

令和4年3月末時点での管理状況届出書の届出状況は、届出対象マンション1,205件に対し届出済のマンションは950件、届出率は78.8%となっています。

本来、管理状況届出書の届出は、『管理組合が自らマンション管理の現状を顧みるきっかけを作る』という意味があります。

このため、管理状況届出書が未届である場合、管理不全事項がそのまま改善されることなく、長く続いてしまう恐れがあります。

また、区も未届マンションについては管理実態を把握することが出来ず、支援の手立てを講じることが出来ません。

### ② 管理状況届出書変更届の未届け

管理状況届出制度では、届出書の内容に変更が生じた場合、変更届出を義務付けています。届出の必要な変更項目は(1)管理組合、(2)管理者等、(3)管理規約、(4)総会開催、(5)管理費、(6)修繕積立金、(7)修繕の計画的な実施、(8)区分所有者名簿、(9)長期修繕計画、(10)受託管理業者、(11)連絡先となっており、いずれも適正管理を行う上で重要なものです。

これらの項目は管理状況届出書を届出した時点では問題が無くても、時間の経過と共に管理体制の変更が生じたことをきっかけに問題化してしまう可能性を有しています。また、建物の経年化によって問題と化す可能性もあります。

マンション管理には継続性が求められるため、管理組合は最新の管理状況を常に把握できない場合、対応が後手になってしまう恐れがあります。

# 第3章 マンション管理適正化の推進に関する基本理念と目標

## 3-1. マンション施策の基本理念

豊島区のマンション施策の基本理念は、『マンションの管理不全の予防』です。この理念に沿って豊島区マンション管理推進条例を制定し、管理状況届出制度の普及に努めるとともに、マンション専門家派遣事業をはじめとする支援事業を実施してきました。

他方、条例の制定後10年が経過する中でマンションの「二つの老い」が顕在化し始めており、区分所有者の高齢化により管理組合活動に影響が生じているマンションや、長期修繕計画を策定していないために修繕積立金が不足し、修繕がままならないマンションの存在が明らかになってきました。

そのため、『管理不全の予防』に基づく施策を継続すると共に、これらのマンションが管理不全に陥らないよう、新たな状況に対応した施策を構築し展開していきます。

## 3-2. 基本目標

### 【基本目標1】管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進

<現状と施策の方向性>

豊島区はマンションの適正管理(管理不全の予防)を目的として豊島区マンション管理条例を定め、平成24年7月に条例を施行しました。

条例の対象となる全てのマンションは管理状況届出書を豊島区に届出することを義務とされており、豊島区はこの届出書によってマンションの管理状況の把握に努めてきました。

届出率は条例施行後3年が経過した平成27年度の時点で約50%に達しましたが、そこで頭打ちとなりました。そのため、資料の郵送による届出書の周知に加え、平成27年12月にマンション専門家と区の職員でチームを組み、管理組合を訪問し支援制度や管理状況の調査を実施する「マンション管理支援チーム派遣事業」を開始しました。

令和4年3月末の時点で届出率は78.8%に達していますが、未だに2割強のマンションが届出をしていません。これらの未届マンションの管理実態を把握するためにも届出制度の周知を一層強化していきます。

---

## ■目標 1-1 管理状況届出書の届出促進

管理状況届制度は「管理組合が届出書を作成する際にマンションの管理状況を確認すること」を主な目的としています。

そのため、届出書の作成は管理組合が自ら行うことが望ましいのですが、現状では管理会社で作成するケースが多くなっています。そのため、届出制度の主旨について、改めて管理組合に周知を行う必要があります。また、管理会社が届出書を作成した場合においても、届出書の内容を管理会社と管理組合の間で共有してもらう必要があります、この点についても周知を強化していきます。

---

## ■目標 1-2 管理不全兆候のあるマンションに対する支援・指導の強化

管理状況届出書にあるチェック項目の中で、管理不全に至る可能性の高い項目について、区が各マンションの改善状況を確認すると共に、改善状況が芳しくない場合は専門家派遣事業等の区の支援事業を管理組合が利用するよう積極的に働きかけをおこないます。

管理組合がないマンションや管理組合があっても機能不全になっているマンションに対しては、区が再建の支援を行う必要があります。

また支援を行った管理組合が独り立ちをするには、一般的には2回の総会開催を経験する必要がありますと言われています。

そのため、区はマンション管理士等の専門家を2年程度の長期間に渡って派遣できるように支援体制を整備していきます。

---

## 【基本目標 2】管理組合による自主的な維持管理の推進

### <現状と施策の方向性>

マンションの管理組合は、区分所有者等で構成される管理組合が自らの責任で行うことが大原則です。

そのためには、区分所有者は進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要があります。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要です。

他方、マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等の専門的知識を有する者の支援を活用しながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要です。

また、管理組合は、理事会での活動状況に関する情報公開を積極的に行うと共に、内容を分かり易く丁寧に区分所有者に提供していく必要があります。

こうして、区分所有者がマンションで生じている管理課題を自分にとっての課題と認識し、自主的にマンション管理(管理組合の活動)に参加することによって、管理組合の自主性は向上します。

また、マンション管理に必要な高度な専門知識に対応するためや、管理組合活動を担える区分所有者の減少に対応するために、外部の専門家を管理組合の管理者等又は役員に就任させた場合も、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが必要となります。

---

### ■目標 2-1 自主的な管理組合活動を担うことのできる区分所有者の育成

各区分所有者が理事長や理事会から発信される情報を理解し、管理を担う当事者として行動するにはマンション管理に関する基礎知識が必要です。

しかしながら、区分所有の仕組みは複雑であり、関連する法律も多々あります。また、マンションの適正管理がなぜ必要なのか、管理組合の民主的運営のあるべき姿や非民主的運営による弊害等々を理解するには困難が伴います。

そのために豊島区は、個々の区分所有者を対象にマンション管理に関する基礎知識を分かりやすく提供・発信してまいります。

---

### ■目標 2-2 第三者管理制度の普及促進による高経年小規模マンション等における管理不全の予防

規模の小さい高経年マンションにおいて区分所有者の高齢化が進み、管理組合活動を担う人員が不足する状況は確実に迫ってきているため、豊島区は第三者管理制度の普及促進に努める必要があります。

その一方、第三者管理制度は利用実績が少ない制度であるので、豊島区は、制度のメリットやデメリット、制度を普及するための課題等について、マンション管理士会等と協力して検討を進めてまいります。

---

## 【基本目標 3】管理計画認定制度の利用によるマンション管理水準の向上

<現状と施策の方向性>

マンションを適切に維持管理し、機能向上を図りながら長く大切に使用していくことは、良質なマンションストックを形成していく上で重要です。

多くの管理組合が管理計画認定制度を利用することが、マンションの管理水準を更に向上させることにつながるため、豊島区は制度の普及啓発に努めます。

### 3-3. 指標・目標値

区条例及び都条例の管理状況届出書の届出項目の中からマンションを適正に管理する上で特に重要なものについて、令和13年度末における達成率を目標値としました。

#### 指標【1】:区条例、都条例を含めた管理状況届出を行ったマンションの割合

管理状況届出制度は、豊島区のマンション施策の根幹を成すものです。マンションの管理者等が届出書を作成することは、その時点でのマンションの管理状況を確認する切掛けとなります。

また、豊島区にとっても届出の内容・傾向を分析することによりマンション施策を検討するデータであると共に、必要に応じて個々のマンションに支援を行うこともできます。

このことから管理状況届出を行ったマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
78.8%	85.0%

#### 指標【2】:管理組合を有するマンションの割合

区分所有者が全員加入し、区分所有法第3条で当然に構成されるものとなっている管理組合はマンション管理の主体です。

このことから管理組合を有するマンションの割合を指標に設定します。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
94.3%	100.0%

#### 指標【3】:管理者等を有するマンションの割合

管理者等は区分所有法では必ず置くものとはされていませんが、通常は建物の維持管理に関する事務を円滑に行うために置かれるものです。

このことから管理者等を有するマンションの割合を指標に設定します。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
97.6%	100.0%

#### 指標【4】:管理規約を有するマンションの割合

管理規約はマンションの良好な維持管理のために必要不可欠な管理組合の最高の自治規範であることから、管理規則を有するマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
97.1%	100.0%

#### 指標【5】:総会を年1回以上開催するマンションの割合

管理組合は、区分所有者全員をもって構成する組織であるため、総会を管理組合の最高意思決定機関とし、総組合員で組織すること、年1回開催することが義務付けられています。

総会には前年度の収支決算や事業を報告するといった極めて重要な役割があることから、総会を年1回以上開催するマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
91.2%	95.0%

#### 指標【6】:管理費を徴収しているマンションの割合

管理費は管理組合が「敷地及び共有部分等の管理に要する経費」として必要な費用です。このことから管理費を徴収しているマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
98.0%	100.0%

#### 指標【7】:修繕積立金を徴収しているマンションの割合

マンションの良好な居住水準を維持するためには、外壁の塗装や屋上防水、給排水設備等の工事を計画的かつ適正に実施する必要があり、多額の修繕費用が必要になります。

そのため、修繕時に臨時的に一度に徴収するのではなく、修繕積立金として計画的に積み立

てていくことが望ましいとされています。

このことから修繕積立金を徴収しているマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
93.9%	95.0%

#### 指標【8】:区分所有者等名簿を有するマンションの割合

マンション代表者等は、区分所有者等及び居住者等への平常時における連絡に加え、地震等の自然災害及び火災や漏水等の事故並びに犯罪発生などの緊急時の迅速な対応を行うため、区分所有者等及び居住者等の名簿を作成し適正に保管する必要があります。

このことから区分所有者等名簿を有するマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
92.7%	95.0%

#### 指標【9】:長期修繕計画を有するマンションの割合

長期修繕計画を策定し40～50年の期間における修繕費の総額を算出することは、長期的な視点でマンションの在り方・終わらせ方を考える上で必要不可欠です。

このことから長期修繕計画を有するマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
77.7%	85.0%

#### 指標【10】:修繕の計画的な実施(大規模修繕工事)をしているマンションの割合

マンションは経年劣化を適切に修繕し保全することにより、安全で快適な居住環境を確保していかなければならず、その為には定期的な大規模な修繕工事が必要不可欠です。

また、こうした工事が資産価値の低下を抑えることにもつながります。

こうしたことから修繕の計画的な実施をしているマンションの割合を指標に定めます。

令和3年度末現状値	令和13年度目標値
80.6%	85.0%

## 第4章マンション管理の適正化の促進を図るための施策

本計画では第4章マンションの管理の適正化に関する目標《【基本目標1】「管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進」》・《【基本目標2】「管理組合による自主的かつ民主的な維持管理の推進」》で定めた目標に沿って施策を実施していきます。

### 【基本目標1】「管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進」に関する施策

#### ■施策1-1「管理状況届出書の届出促進」に関する施策

##### 施策①:管理状況届出書未届マンションに対する制度周知及び届出督促の強化

- 管理状況届出書を未届のマンションに対して、資料の郵送やマンション管理支援チーム派遣事業による現地調査により制度周知を継続していきます。

##### 施策②:マンション管理支援チーム派遣事業の継続

- マンション管理組合が機能不全(若しくは存在しない)分譲マンションを対象に、職員と専門家で構成したアドバイザーチームで訪問し、マンションが抱える問題の解決を図るとともに、管理組合自身の管理運営能力を高めていくことを目的として平成27年度から実施しているマンション管理支援チーム派遣事業を今後も継続していきます。
- 職員と専門家(マンション管理士、一級建築士又は建築設備士、税理士)でチーム構成し、マンションの外観調査(マンションの壁面や配管等設備の補修実施状況や管理組合ポストの有無、緊急連絡先の表示等の確認)、管理組合役員へのマンション管理状況の聞き取り、管理状況届出書の提出催促等を行っています。

##### 施策③:管理状況届出制度届出状況集計報告書の作成及び周知

- 管理状況届出制度の分析結果に解説を加えた報告書を作成し、管理組合に配布を行います。
- 管理組合はこの報告書により、自らのマンションの豊島区内における管理水準を客観的に把握できるようにすることにより、管理組合の管理意識の向上を図ります。

■施策 1-2 「管理不全兆候のあるマンションに対する支援・指導の強化」に関する施策

施策①:マンション専門家派遣事業の利用促進(再掲載)

- マンション専門家派遣事業は、区内に所在するマンションの管理組合に対し、マンションの管理に関する専門家(マンション管理士または一級建築士、建築設備士、税理士)を派遣し、マンションの管理の適正化を推進するための助言、指導及び情報提供を行うことにより、マンションの良好な維持管理への支援を目的とする制度です。1マンションにつき同一年度内に4回まで利用することができます。
- マンション管理セミナー、マンション管理支援チーム派遣事業等の機会を通じて事業の周知を図ります。

施策②:管理組合の存在しないマンションの管理体制構築、管理組合機能不全マンションの管理体制再生等、長期に渡る支援の在り方の検討

- 管理状況届出書の分析やマンション管理支援チーム派遣事業による現地訪問を通して、管理組合が存在しないマンションや管理組合が機能不全に陥っているマンションに対して、管理体制の再構築が図られるまでの期間、マンション専門家を継続的に派遣する制度について検討を行います。

【基本目標 2】 「管理組合による自主的な維持管理の推進」に関する施策

■目標 2-1 「自主的な管理組合活動を担うことのできる区分所有者の育成」に関する施策

施策①:豊島区マンション管理適正化推進計画・指針の周知・啓発

- 豊島区マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンション管理の基本的な考え方や実施すべき取組を示すものです。管理組合による適正なマンション管理(管理不全の予防)を推進するため、本指針の内容を分かり易く解説したパンフレットの作成やマンション管理セミナー、マンション管理支援チーム派遣事業等の機会を通じて、指針の周知と啓発に取り組みます。

施策②:マンション専門家派遣事業の利用促進

- マンション専門家派遣事業は、区内に所在するマンションの管理組合に対し、マンションの管理に関する専門家(マンション管理士または一級建築士、建築設備士、税理士)を派遣し、マンションの管理の適正化を推進するための助言、指導及び情報提供を行うことにより、マンションの良好な維持管理への支援を目的とする制度です。1 管理組合につき同一年度内に 4 回まで利用することができます。
- マンション管理セミナー、マンション管理支援チーム派遣事業等の機会を通じて事業の周知を図ります。

施策③:管理組合の仕組みや運営方法に関する基礎知識等の分かりやすいパンフレットの作製と普及

- 「マンションの管理の適正化に関する法律」や「建物の区分所有等に関する法律等のマンションに関連する法律」、管理組合の役割、長期修繕計画作成及び見直しの重要性等々、各区分所有者がマンションの適正管理の重要性を理解できるような分かりやすい冊子を作成し、区分所有者の方達がマンション管理の当事者意識を醸成することにより、自主的な管理組合運営の推進を図ります。

## ■ 目標 2-2 「第三者管理に関する普及啓発の促進」に関する施策

施策①:第三者管理制度の周知・啓発

- 高経年、小規模マンションにおいて、今後、管理組合に従事することができる区分所有者が減少し、管理組合が機能不全になることを防止するために、第三者管理制度に関する周知・啓発を行います。
- 第三者管理制度の導入を検討する管理組合が、制度の基礎的な理解を深めるために、マンション専門家派遣事業を利用することを周知します。
- 第三者管理制度理解を深め、普及への課題等を検討するために、マンション管理士会等と共同で制度研究を行います。

## 【基本目標 3】 「管理計画認定制度の利用によるマンション管理水準の向上」に関する施策

施策 3-①:管理計画認定制度の周知・啓発

- 管理計画の認定制度に関する資料の作成・配布やホームページ等を通じて管理計画認定制度の周知を行います。

- 管理計画認定制度の利用を目指す管理組合を対象にしたマンション管理セミナーを開催し、管理組合の管理水準の向上に役立てます。

## 第5章 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する施策

### 豊島区分譲マンション管理セミナー

- 分譲マンションの適切な維持管理による、快適なマンション居住を支援するため、管理組合役員や区分所有者、マンション管理に関心をお持ちのかたを対象に、マンション管理に役立つ情報を、専門家がわかりやすく解説するセミナーを年2回開催します。
- 平成20年度から、東京都マンション管理士会城北支部及び東京都建築士事務所協会豊島支部の協力を得て、参加者による交流会または個別相談会も合わせて実施しています。

### マンション専門家派遣事業

- マンション専門家派遣事業は、区内に所在するマンションの管理組合に対し、マンションの管理に関する専門家(マンション管理士または一級建築士、建築設備士、税理士)を派遣し、マンションの管理の適正化を推進するための助言、指導及び情報提供を行うことにより、マンションの良好な維持管理への支援を目的とする制度です。1管理組合につき同一年度内に4回まで利用することができます。

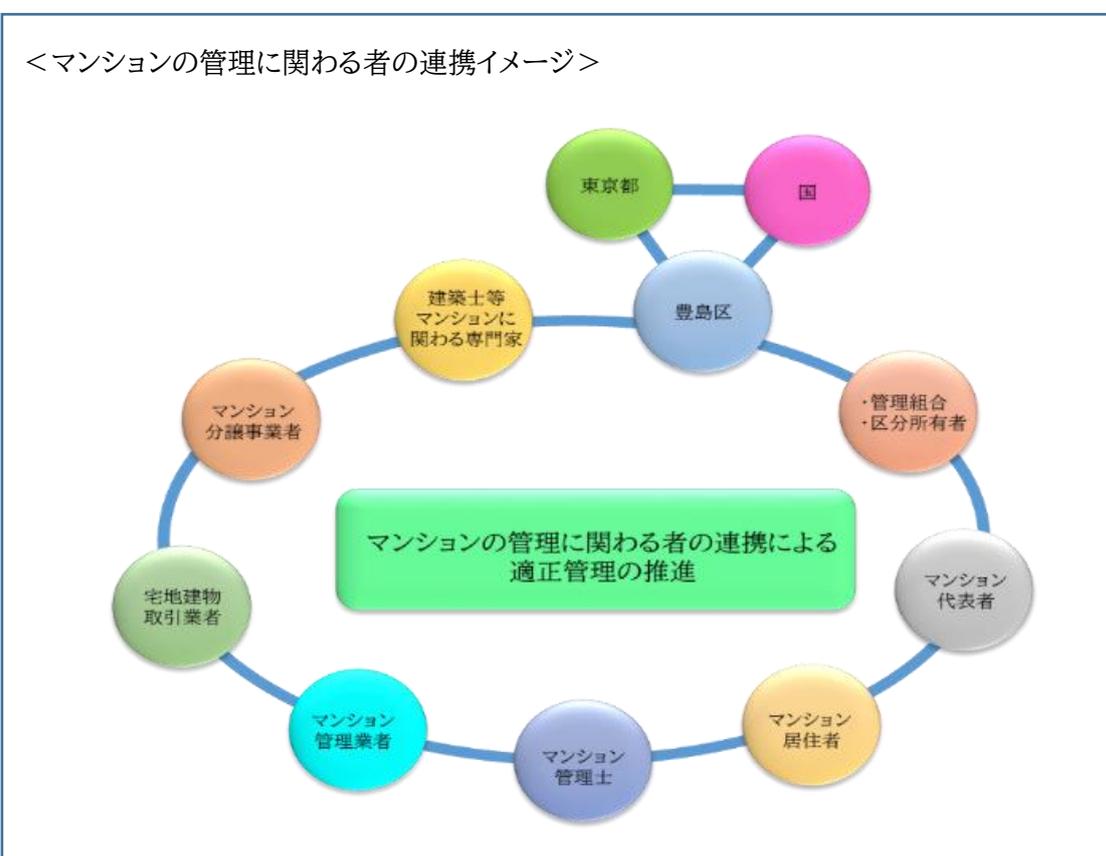
### 管理状況届出制度届出状況集計報告書の作成及び周知

- 管理状況届出制度の分析結果に解説を加えた報告書を作成し、管理組合に配布を行います。
- 管理組合はこの報告書により、自らのマンションの豊島区内における管理水準を客観的に把握できるようにすることにより、管理組合の管理意識の向上を図ります。

# 第6章 マンションの管理に関わる皆様の役割と責務

## 6-1. マンションの管理に関わる皆様の役割と責務

豊島区は豊島区マンション管理推進条例でマンションに関わる者の役割と責務を定めていますが、豊島区マンション管理適正化推進計画の策定に際し、国の示した「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」の中に示されているマンション管理に関わる者の役割も含めた連携イメージを以下に示します。



## 6-2. マンションの管理に関わる者の役割と責務

豊島区は豊島区マンション管理推進条例でマンションに関わる者の役割と責務を定めていますが、豊島区マンション管理適正化推進計画の策定に際し、国の示した「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」の中に示されている役割の内、区の条例には記述されていないもの及び、条例では示されていない「マンション分譲業者」について記述を加えました。

---

### (1) 豊島区の役割と責務

- 区分所有者等によるマンションの管理適正化を支援し、マンションの良好な居住環境を確保するため、マンションの調査の実施及び状況の把握に努めること。
- 管理組合等への支援・指導等に必要な施策を実施していくこと。

---

### (2) 管理組合、区分所有者等の役割と責務

- マンションの管理の主体として、マンションを適正に管理すること
- マンションの居住者と周辺の住民との防災、防犯等における連携による地域コミュニティの形成、マンションの環境性能の向上等の社会的な貢献といった社会的機能の向上に向けて取り組むよう努めること
- 管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものであり、情報の開示、運営の透明化等、を通じ開かれた民主的なものとする
- 管理組合運営は、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うこと。特に、その経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされること
- 区分所有者等は、当該マンションへ居住しているか、賃貸オーナーとしてマンション外に居住しているかに関わらず、管理組合の一員として、管理規約等及び区条例及び都条例の規定を遵守するとともに、その権限及び責任に基づき、管理組合の運営に積極的に参加し、区分所有者等で共同してマンションを適正に管理するよう努めること

---

### (3) マンション代表者等の役割と責務

- マンション管理の目的が達成できるように、マンション管理適正化法及びマンションの管理に関連する法令、区条例、都条例、各マンションで定めた管理規約等の法令を遵守し、マンションを適正に管理するよう努めること
- 居住者等間及び地域とのコミュニティの形成に主体的に取り組むよう努めること
- マンションの区分所有者等のため、誠実に職務を執行すること。

---

### (4) 居住者等の役割と責務

- 当該マンションの所有の有無にかかわらず、マンションに居住し、又は使用する一員として、マンション管理適正化法及びマンションの管理に関連する法令、区条例、都条例、各マンションで定めた管理規約等の法令の規定を遵守すること
- 居住者等間及び地域とのコミュニティの形成に努めること

---

#### (5) マンション管理士の役割と責務

- 管理組合の運営その他マンションの管理に関し、専門的知識をもって、管理組合、管理者等、区分所有者等その他マンションの管理に関わる者の相談に応じ、公平な立場から当該マンションの実情に応じた助言その他の援助を適切に行うよう努めること
- 豊島区が行うマンションの適正な管理を促進する施策の実施において、区と連携するよう努めること

---

#### (6) マンション管理業者の役割と責務

- 管理組合の運営その他マンションの管理について受託業務を誠実に履行するとともに、受託業務を行うに際して、区分所有者等及び管理組合に対し、当該マンションの管理に関する情報を提供すると共に専門的見地から提案又は助言を行うよう努めること
- 受託業務を行うマンション管理業者は、管理組合が豊島区で行うマンションの適正な管理を促進する施策に対応し、又は協力する必要があるときは、管理組合に対して、必要な支援を行うよう努めること
- 区分所有者等間、居住者等間及び地域とのコミュニティの形成の支援に努めると共に、区が行う調査及び支援業務に協力すること

---

#### (7) 宅地建物取引業者の役割と責務

- マンションの売買契約業務又は賃貸借契約業務を行うときは、契約を予定する者に対し、当該マンションの管理規約等及び長期修繕計画を契約前に提示して十分に説明するとともに、居住ルール及び管理組合運営の仕組みについて十分に理解を得るよう努めること
- マンション購入希望者への的確な情報提供や適切な価格査定等を通じて、流通市場の活性化に寄与するよう努めること

---

#### (8) マンション分譲事業者の役割と責務

- 管理組合の設立及び運営の円滑化のため、分譲時に管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案を適切に定めるとともに、これらの内容を購入者に対して説明し理解を得るよう努めること

## (9) その他マンションに関わる専門家の役割と責務

- 建築士などの専門家は、管理組合の運営や建物の修繕・改修・建替え等、マンションの管理や再生に関して、専門的知識を持って、管理組合や区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を適切に行うよう努めること

# 第7章 その他マンション管理の適正化の推進に関する重要事項

本計画の達成手段の一つとして、マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度を運用します。

管理計画の認定は5年ごとの更新制であり、更新しなければ認定の効力は失われます。また、認定期間中の管理計画変更時には再度認定が必要となります。(有効期間は延長されません。)

また、認定期間中に豊島区から報告徴収、改善命令等の監督を受ける場合があるため、マンションの管理者等には、認定を取得したマンションとしての適正管理に努めることが求められます。

# 第8章 計画の推進に向けて

## 8-1 推進体制の整備

施策の推進に向けて、国や都、専門家等、関係者相互の連携強化を図る。また、施策に従事する行政職員を対象とした研修への参加、都の開催する連絡会議の場などを通じた意見交換や情報共有等により、行政職員の能力の向上やノウハウの蓄積・継承を図っていく。

## 8-2 計画の検証と見直し

今後、社会経済状況の変化等に伴い、新たな課題が顕在化する可能性も十分に考えられる。このため、本計画については、(定期的に進捗状況を把握し、施策効果の検証等を行うとともに、)状況の変化にも的確に対応し得るよう、必要に応じて見直しを図るものとする。



# 豊島区マンション管理適正化推進計画

## 別紙（案）

（別紙1）豊島区マンション管理適正化指針

（別紙2）豊島区マンション管理適正化指針

（マンション管理適正化法第5条の3の管理計画の認定をする際の基準として指針に定める事項）

（別紙3）豊島区マンション管理適正化指針

（マンション管理適正化法第5条の2の規定により助言、指導等を行う場合の指針）



# （別紙 1）豊島区マンション管理適正化指針

本マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、豊島区が法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導等を行う場合の判断基準の目安を別紙一に、法第五条の四に基づき管理計画を認定する際の基準を別紙二に示すものです。

## 1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、我が国における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところです。

このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とする必要があります。

(1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要です。特に、その経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要があります。

また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要があります。

(2) 管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要があります。

(3) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要です。

(4) さらに、マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられますが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員を選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要です。

## 2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

### (1) 管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものです。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等、を通じ開かれた民主的なものとする必要があります。また、集会は、管理組合の最高意思決定機関です。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要があります。

また、管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要があります。

### (2) 管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要があります。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要です。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要です。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要です。

### (3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要です。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要です。

#### (4) 管理組合の経理

管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要があります。このため、管理費及び修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要があります。

また、管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの区分所有者等の請求があった時は、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要があります。

#### (5) 長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要です。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要があります。

長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要があります。長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要です。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要です。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要です。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましいです。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要があります。

#### (6) 発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要です。

#### (7) 良好な居住環境の維持及び向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要です。

また、防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要です。

一方、自治会及び町内会等(以下「自治会」という。)は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の用途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要があります。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えありません。

#### (8) その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあつては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要です。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要があります。

### 3. マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要です。また、管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要があります。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要があります。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要です。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要です。

#### 4. マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項

管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面又は電磁的方法(管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限る。)をもって管理委託契約を締結することが重要です。

管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、事前に必要な資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、マンション管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必要があります。

管理委託契約先が選定されたときは、管理組合の管理者等は、説明会等を通じてマンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要があります。

万一、マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要があります。

## (別紙2)豊島区マンション管理適正化指針(マンション管理適正化法第5条の3の管理計画の認定をする際の基準として指針に定める事項)

法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合するとする。

### 1 管理組合の運営

- (1)管理者等が定められていること
- (2)監事が選任されていること
- (3)集会在年1回以上開催されていること

### 2 管理規約

- (1)管理規約が作成されていること
- (2)マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なとき専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
- (3)マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(または電磁的方法による提供)について定められていること。

### 3 管理組合の経理

- (1)管理費及び修繕積立金について明確に区分して経理が行われていること。
- (2)修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
- (3)直前事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。

### 4 長期修繕計画の作成及び見直し等

(1)長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること。

(2)長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること。

(3)長期修繕計画の実効性を担保するために、計画機関が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。

(4)長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。

(5)長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。

(6)長期修繕計画の計画機関の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。

## 5 その他

(1)管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えるとともに、1年に1回以上は内容の確認をおこなっていること。

(2)豊島区マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

## (別紙3)豊島区マンション管理適正化指針(マンション管理適正化法第5条の2の規定により助言、指導等を行う場合の指針)

・法第5条の2に基づき管理組合の管理者等に対して上限、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安は、以下の事項が遵守されていない場合とする。

・なお、個別の事案に応じて以下の事項以外の事項についても、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(令和2年2月28日閣議決定)三のマンション管理適正化指針に即し、日露な助言及び指導を行うことができる。

### 1 管理組合の運営

(1)管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること。

(2)少なくとも集会を年一回以上開催すること。

### 2 管理規約

管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと。

### 3 管理組合の経理

管理費及び修繕積立金について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること。

### 4 長期修繕計画の作成及び見直し等

適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと。





## 住宅マスタープラン進行管理 総括表

区民の意識と成果指標				基準値	現状値	
基本目標1	「地域に住み続けるための住宅制度が充実している」と回答をする区民の割合			7.1% (H29年度)	9.9% (R3年度)	○ 向上
	1. 子育て世帯の安心居住の推進	ファミリー世帯の構成割合	↑ 向上	19.9% (H29年度)	19.8% (R3年度)	低下
		子育て世代の区内定住率	↑ 向上	70.0% (H29年度)	73.7% (R3年度)	○ 向上
	2. 高齢社会に対応した居住の安定確保	高齢者のための設備がある住宅の割合	↑ 向上	44.0% (H25年)	40.0% (H30年)	低下
		一定のバリアフリー化を行っている高齢者世帯の割合	↑ 向上	41.5% (H25年)	40.0% (H30年)	低下
	3. 住宅セーフティネット機能の充実による居住の安定	住宅相談に来庁した区民のうち、住宅問題が解消した区民の割合	↑ 向上	9.3% (H29年度)	0.1% (R3年度)	低下
		最低居住面積水準未滿世帯の割合	↓ 解消	20.8% (H25年)	19.1% (H30年)	○ 減少
基本目標2	「単身向け、ファミリー向けなど、良質な住宅がバランスよく供給されている」と回答をする区民の割合			10.8% (H29年度)	15.6% (R3年度)	○ 向上
	1. 良質な民間住宅の形成誘導	住戸面積50㎡以上の住宅ストックの割合	↑ 向上	46.0% (H25年)	42.4% (H30年)	低下
		敷地面積65㎡以下の一戸建・長屋建住宅の割合	↓ 減少	29.9% (H25年)	30.1% (H30年)	上昇
	2. 適切な維持管理による住宅の質の持続	マンション管理状況届出書の届出率	↑ 向上	67.8% (H29年度)	78.8% (R3年度)	○ 向上
		25年以上の長期修繕計画を作成しているマンションの割合	↑ 向上	37.9% (H29年度)	43.7% (R3年度)	○ 向上
	3. 住宅市場の活性化	住宅取得における中古住宅購入の割合	↑ 向上	15.9% (H25年)	23.2% (H30年)	○ 向上
	4. 空き家ストックの総合対策	空き家率(居住世帯のない住宅の割合)	↓ 減少	15.8% (H25年)	13.3% (H30年)	○ 減少
基本目標3	「地域特性に合わせたまちづくりが進み、快適な街並みが生まれている」と回答をする区民の割合			24.8% (H29年度)	34.3% (R3年度)	○ 向上
	1. 安全・安心な住宅・住環境の形成	不燃領域率	↑ 向上	62.6% (H29年度)	65.1% (R3年度)	○ 向上
		住宅の耐震化率	↑ 向上	89.0% (H29年度)	92.0% (R3年度)	○ 向上
	2. 魅力ある住宅・住環境の形成	マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入率	↑ 向上	72.0% (H29年度)	63.5% (R3年度)	低下
		一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率	↑ 向上	19.9% (H25年)	16.6% (H30年)	低下

向上・解消・減少○	11
低下・上昇	8
集計中	0
合計	19

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針	1 子育て世帯の安心居住の推進
-------	-----------------

成果指標		↑ 向上	基準値	現状値		(参考) 【ファミリー世帯数】 (1)H29年度 総世帯数:177,671件 ファミリー世帯数:35,388件 (2)R3年度 総世帯数:176,253件 ファミリー世帯数:34,997件
	ファミリー世帯の構成割合 【住宅課】	↑ 向上	19.9% (H29年度)	19.8% (R3年度)	↓ 低下	
	子育て世帯の区内定住率 【池袋保健所】	↑ 向上	70.0% (H29年度)	73.7% (R3年度)	↑ 向上	

活動指標 (事業実績)	内容	基準値	参考	参考	現状値
		H29年度	R元年度	R2年度	R3年度
	東京都子育て支援住宅供給戸数(累計)  ■子育てファミリー向けの良質な住宅ストック(50㎡以上)の供給促進を図るため、都が認定する「子育て支援住宅」に対し、区が200万円を上限に建設費の補助を行う。	0戸	0戸	66戸	66戸 (R4年3月末時点)
	子育てファミリー世帯家賃助成世帯数  ■転入・転居する子育てファミリー世帯が良質な賃貸住宅に住み替え、居住環境の改善を図るため、家賃助成を実施する。	124世帯	144世帯	155世帯	186世帯 (R4年3月末時点)
	同居・近居支援の検討状況 【検討中】				

今年度の取り組みなど	<p><b>■居住支援法人との連携</b> 令和4年7月、子育て世帯への支援を行う居住支援法人 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークと区の住宅相談窓口が意見交換を行った。また、区を後援として、同法人が豊島区の住宅制度などをテーマにセミナーを行った。 今後も引き続き、居住支援サービスを提供する居住支援法人と区が積極的に連携することで、物件オーナーの不安を軽減し、要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう後押ししていく施策を検討していく。</p> <p><b>■東京都子育て支援住宅の供給</b> 東京都子育て支援住宅は、ファミリー世帯向けの良質な住宅ストックの増加に直接貢献するものであることから、東京都とともに、認定を受けることのメリットなどを事業者適切に情報提供を行うことによって、今後も引き続き、建設を誘導していく。</p> <p><b>■子育てファミリー世帯家賃助成の利用促進</b> ・豊島区居住支援協議会で作成したパンフレット等を活用し、子育てファミリーに対しての周知をはかる。 ・令和4年度4月から月額世帯所得214,000円以下の世帯に対して、居住面積水準の緩和を図った。 ・引き続き、広報・ホームページなどに加え、関係部署や不動産業者などにも幅広く情報提供を行うことで、子育てファミリー世帯の利用を促進し、良質な住宅への住み替えの誘導、定住化を図っていく。</p>
------------	---

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針	2 高齢社会に対応した居住の安定確保
-------	--------------------

成果指標	基準値		現状値
	指標	値	
高齢者のための設備がある住宅の割合 【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	44.0% (H25年)	40.0% (H30年) ↓ 低下
	↑ 向上	41.5% (H25年)	40.0% (H30年) ↓ 低下

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
		ケア付き住まいの供給戸数(累計)	■サービス付き高齢者向け住宅や高齢者向け優良賃貸住宅に対する、建設費や入居者の家賃低廉化の補助(月額4万円上限)を行い供給を促進する。	171戸	171戸	249戸
	高齢者等入居支援件数	■高齢者等の居住の安定を図るため、不動産協力店の情報提供や、不動産店等への同行サービスを行うことで、要配慮者の住宅確保の支援を行う。	情報提供 152件 同行サービス 69件	情報提供 344件 同行サービス 118件	情報提供 305件 同行サービス 24件	情報提供 203件 同行サービス 0件 (R4年3月末時点)
	高齢者自立支援住宅改修助成件数	■バリアフリー化された住宅の普及を図るため、段差解消や手すりの取り付け等に係る改修費の一部に対して補助を行う。	12件	13件	11件	12件 (R4年3月末時点)
	介護保険による住宅改修費助成件数	■社会的弱者の居住の安定と住宅の適切なメンテナンスを図るため、住宅の修繕工事及びリフォーム工事の改修費の一部に対して補助を行う(修繕10万円上限、リフォーム20万円上限)。	898件	797件	691件	617件 (R4年3月末時点)
	住宅修繕・リフォーム資金助成件数	■社会的弱者の居住の安定と住宅の適切なメンテナンスを図るため、住宅の修繕工事及びリフォーム工事の改修費の一部に対して補助を行う(修繕10万円上限、リフォーム20万円上限)。	5件	8件	15件	16件 (R4年3月末時点)
	高齢者世帯等住み替え家賃助成世帯数	■取り壊しなどの理由により、現在の住宅に住み続けることが困難な高齢者等の居住の安定を図るため、住み替え後の家賃の一部の補助を行う。	56世帯	77世帯	85世帯	120世帯 (R4年3月末時点)

今年度の取り組みなど	<p>■ケア付き住まいの供給促進 高齢者向け住宅の供給促進のため、区内の新たなサービス付き高齢者向け住宅の供給に係る整備費用の支援を行う。</p> <p>■高齢者世帯等住み替え家賃助成の利用促進 ・令和3年度は地域まちづくり課より不燃化特区住み替え家賃助成の受給者を組み入れたため、件数も増加した。(不燃化特区住み替え家賃助成から移行した件数 28件) ・引き続き広報・ホームページなどに加え、関係部署や不動産会社などにも幅広く情報提供を行うことで、高齢者等の居住の継続を図っていく。</p> <p>■高齢者等入居支援 ・令和3年度は、居住支援法人との連携をより強めて入居支援をした結果、セーフティネット専用住宅などへの区内転居にも繋がった。今後も幅広く支援を行い、要配慮者への居住の安定を図っていく。 ・居住支援協議会が作成したパンフレットを活用し、不動産会社や大家さんへの周知を図っていく。</p> <p>★介護保険による住宅改修費助成のご案内 ・手すりの取り付けや段差の解消等を目的とした住宅改修を行った場合には、要支援・要介護の方へは介護保険から、65歳以上の自立の方へは区の独自事業として同様の助成を引き続き行っていく。 ・令和3年度、介護保険を利用し住宅改修を行った方へ、アンケート調査を実施し、実態を把握した。今後もパンフレット類で、制度内容を周知していく。</p>
------------	--

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標1】住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり

取組み方針	3 住宅セーフティネット機能の充実による居住の安定				
成果指標	住宅相談に来庁した区民のうち、住宅問題が解消した区民の割合 ※同行サービス利用件数	↑ 向上	基準値 9.3% (H29年度)	現状値 0.1% (R3年)	↓ 低下
	最低居住面積水準未済世帯の割合 【住宅・土地統計調査】	↓ 解消	20.8% (H25年)	19.1% (H30年)	↓ 減少
(参考) 【住宅相談に来庁した区民のうち、住宅問題が解消した区民の数】 (1) H29年度 相談件数: 738件 利用件数: 69件 (2) R4年1月末時点 相談件数: 2,659件 利用件数: 4件					

項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
セーフティネット住宅の登録戸数(累計) 【拡充】	■住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の登録促進のため、所有者等に対する経済的支援を行う(家賃低廉化補助: 月額4万円(R3年度~)、家賃債務保証料補助: 1万5千円、改修費補助: 上限200万円、少額短期保険料補助: 6千円)。	0戸	71戸	526戸	553戸 (R4年3月末時点)
セーフティネット住宅の家賃低廉化補助件数 【拡充】				2件	8件(累計) (R4年3月末時点)
豊島区居住支援協議会による入居支援件数(累計)	■住宅確保要配慮者に対して、としま居住支援バンクなどによる居住支援活動を行う。	4件	4件	4件	11件 (R4年3月末時点)
高齢者等入居支援事業協力不動産店の件数	■宅地建物取引業協会豊島区支部、全日本不動産協会豊島文京支部と連携し、不動産店リストを作成。相談者へ提供を行う。	70件	70件	70件	52件 (R4年3月末時点)
福祉と連携した入居支援制度の検討状況 【検討中】					
区営住宅の定期使用住宅のあり方の検討状況 【検討中】					

今年度の取り組みなど	<p><b>★セーフティネット住宅の登録促進【R4拡充】</b>                  現在の住宅に住み続けたままでも家賃低廉化補助を受けることが可能となるよう、令和3年12月1日より家賃低廉化補助の公募要件の緩和を実施した。住宅セーフティネット制度や公募要件の緩和に伴う住戸の募集について、区内不動産団体、セーフティネット登録住宅として登録している不動産業者、専用住宅としての登録が見込める住宅を扱っている不動産業者へ周知を行った。                  令和4年7月、不動産業者と住宅セーフティネット制度について意見交換を行い、効果的な周知方法などを検討した。引き続き、不動産会社や空き家オーナーへの制度周知を図り、低廉な家賃の住宅登録の普及・促進に努める。                  【令和3年度】                  ・拡充: 家賃低廉化補助 月額3万円/戸→月額4万円/戸                  ・要件緩和: 令和3年度に家賃低廉化補助の公募要件を除外しての補助住戸募集を実施した。(R3.12.1~R4.2.28)                  ・改修費補助: 実績1件(R4.2月末時点)                  【令和4年度】                  ・居住支援法人の取り組みにより、新たな「セーフティネット専用住宅」の登録見込みがあることを受け、家賃低廉化に対する補助経費を既存の11戸分から20戸分に拡充した。</p> <p><b>■としま居住支援バンクの登録促進</b>                  令和3年度、としま居住支援バンクの登録促進のために、先進的に居住支援協議会が運営している空き家バンク等についてのアンケート調査や東京都宅地建物取引業協会豊島区支部、全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部と意見交換会を実施した。また、豊島区居住支援協議会にて「としま居住支援ガイドブック」を作成した。不動産事業者がとしま居住支援バンクに直接物件を登録できるようなシステムを構築中。令和4年度中の施行を予定している。</p> <p><b>★福祉と連携した入居支援制度の検討状況</b>                  ・令和3年4月より「住宅相談」を4階福祉フロアで実施している。今まで以上に福祉的ニーズに対して連携が取りやすくなった。                  ・令和3年度、宅地建物取引業協会豊島区支部が「高齢者等入居支援事業協力不動産店」の精査を行った。結果として、協力不動産店の件数が減少となった。                  ・令和3年度は住宅相談窓口から居住支援法人等への連携をより強め、幅広い支援へつなげることができた。引き続き居住支援協議会を通して、区内居住支援法人等との連携を強化し、支援を続けていく。</p> <p><b>(再掲) ■居住支援法人との連携</b>                  令和4年7月、子育て世帯への支援を行う居住支援法人 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークと区の住宅相談窓口が意見交換を行った。また、区を後援として、同法人が豊島区の住宅制度などをテーマにセミナーを行った。                  今後も引き続き、居住支援サービスを提供する居住支援法人と区が積極的に連携することで、物件オーナーの不安を軽減し、要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう後押ししていく施策を検討していく。</p>
------------	---

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	1 良質な民間住宅の形成誘導
-------	----------------

		基準値		現状値	
成果指標	住戸面積50㎡以上の住宅ストックの割合 【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	46.0% (H25年)	42.4% (H30年)	↓ 低下
	敷地面積65㎡以下の一戸建・長屋建住宅の割合 【住宅・土地統計調査】	↓ 減少	29.9% (H25年)	30.1% (H30年)	↑ 上昇

項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
活動指標 (事業実績)	豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による事前協議件数	33件	38件	55件	36件 (R4年3月末時点)
	狭小住戸・敷地の発生抑制の検討状況	37件	30件	37件	36件 (R4年3月末時点)
		344.2 ha	365.5 ha	367.2 ha	375.1 ha (R4年3月末時点)

今年度の取り組みなど	<p><b>■狭小敷地の発生抑制</b> 地区計画や特定防災街区整備地区の指定により、敷地面積の最低限度の制限を定め、狭小敷地の発生を抑制してきた。特に道路事業により建替えが活発な特定整備路線周辺では、良質な住環境の確保に一定の効果を示している。今年度も引き続き、この制限を適用し、狭小敷地の発生を抑制を図る。</p> <p><b>■中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による居住環境の整備促進</b> 「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」において、建築に関する基本的事項を定め、良質な集合住宅の確保、良好な近隣関係の維持向上及び高齢社会の進展に対応した居住環境の整備を促す。</p> <p><b>★共同住宅における居住面積水準の向上(ファミリー附置)</b> ・令和3年度に住宅対策審議会専門部会にて、ファミリータイプ附置義務の検討を行った。 ・令和4年度以降も引き続き、居住面積水準の向上にむけて条例、要綱の制定などを含め検討していく。</p>
------------	--

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	2 適切な維持管理による住宅の質の持続					
成果指標	マンション管理状況届出書の届出率【住宅課】	↑ 向上	基準値 67.8% (H29年度)	現状値 78.8% (R3年度)	↑ 向上	(参考) 【マンション管理状況届出数】 (1) H29年度: 790/1,166件 (2) R3年度: 950/1,205件 【25年以上の長期修繕計画を作成しているマンション数】 (1) H29年度: 442/1,166件 (2) R3年度: 527/1,205件
	25年以上の長期修繕計画を作成しているマンションの割合【住宅課】	↑ 向上	基準値 37.9% (H29年度)	現状値 43.7% (R3年度)	↑ 向上	

項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
マンション専門家派遣回数	■マンションの良好な維持管理の推進を目的に、管理組合に対し専門家を派遣し、管理の適正化のための助言、指導、情報提供を行う。	26回	31回	20回	19回
マンション管理支援チーム派遣棟数	■マンションが抱える問題の解決及び、管理組合自身の管理運営能力を高める目的で、職員と専門家で構成したアドバイザーチームで訪問を行う。	111棟 ・郵便物未着 ・管理組合用の郵便受無し	70棟 ・管理者無し ・長期修繕計画無し	103棟 ・都条例未届 ・郵便物未着 ・旧耐震	99棟 ・都条例未届出 ・小規模かつ高経年
マンション計画修繕調査費助成件数	■マンションの適正な維持管理を推進するため、大規模修繕を計画的に実施するために行う調査費用の一部(1/2 上限20万)を助成する。	11棟	9棟	6棟	13棟
マンション管理セミナー開催状況(回数、人数、テーマなど)	■第1回「管理不全予防のために～築年数経過で取り組むべき重要なこと～」 ■第2回「なにから始めたらいいの？～大規模修繕～」	延110名	延68名	延48名	延47名
公営住宅等長寿命化計画改定状況	■国の「公営住宅等長寿命化計画策定指針」(H28年8月)に沿った計画とすることで、交付金を確保し、区営住宅等の長寿命化等を進めていくため、旧計画の改定を行う。		改定計画素案を策定	素案を基に庁内での承認を図った	千早四丁目アパート大規模改修の準備

今年度の取り組みなど	<p>★マンション管理支援チーム派遣の実施 令和4年度は、169件を対象に実施予定。 対象は、未届出マンションのうち、①連絡窓口等がわかっているマンション86件、②築10年以内のマンション83件である。</p> <p>★分譲マンション管理セミナー 令和4年度第1回は、10月に「外部専門家の活用」をテーマに開催予定。管理組合を対象に、管理運営に関する情報や知識の提供し、引き続き管理不全予防の普及啓発に取り組む。</p> <p>■管理状況届出書の督促を実施 これまで管理状況届出書が未届出であった分譲マンションの管理組合に対し、管理状況を把握及び届出促進のため、セミナー開催通知やチーム派遣実施通知の際、届出のお願いに関するチラシを同封し、届出の督促を実施した。</p> <p>★区営住宅等長寿命化計画改定 ・令和3年度、千早四丁目アパート大規模改修計画について、入居者説明会を行った。 ・令和4年度に千早四丁目アパート大規模改修の設計を行う。</p>
------------	--

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	3 住宅市場の活性化
-------	------------

成果指標	住宅取得における中古住宅購入の割合 【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	基準値	⇒⇒	現状値	↑ 向上
			15.9% (H25年)		23.2% (H30年)	

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
		長期優良住宅認定件数	■長期優良住宅の普及の促進に関する法律により、申請に基づき、長期に渡り良好な状態で使用できる住宅を認定する。	75件	77件	72件
	【再掲】セーフティネット住宅の登録戸数(累計) 【拡充】	■住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の登録促進のため、所有者等に対する経済的支援を行う(家賃低廉化補助:月額4万円(R3年度~)、家賃債務保証料補助:1万5千円、改修費補助:上限200万円、少額短期保険料補助:6千円)。	0戸	71戸	526戸	559戸 (R4年2月末時点)

今年度の取り組みなど	<p><b>■長期優良住宅の普及の促進</b> 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」において、長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図り、構造及び設備等についてそのような措置が講じられた優良な住宅の普及を促進する。</p>
	<p><b>(再掲)★セーフティネット住宅の登録促進【R4拡充】</b> 現在の住宅に住み続けたままでも家賃低廉化補助を受けることが可能となるよう、令和3年12月1日より家賃低廉化補助の公募要件の緩和を実施した。住宅セーフティネット制度や公募要件の緩和に伴う住戸の募集について、区内不動産団体、セーフティネット登録住宅として登録している不動産業者、専用住宅としての登録が見込める住宅を扱っている不動産業者へ周知を行った。引き続き、不動産会社への通知やリーフレット配布を通じて制度周知を図り、低廉な家賃の住宅登録の普及・促進に努める。</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充:家賃低廉化補助 月額3万円/戸→月額4万円/戸</li> <li>・要件緩和:令和3年度に家賃低廉化補助の公募要件を除外しての補助住戸募集を実施した。(R3.12.1~R4.2.28)</li> <li>・改修費補助:実績1件(R4.2月末時点)</li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援法人の取り組みにより、新たな「セーフティネット専用住宅」の登録見込みがあることを受け、家賃低廉化に対する補助経費を既存の11戸分から20戸分に拡充する。</li> </ul>

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標2】良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

取組み方針	4 空き家ストックの総合対策
-------	----------------

成果指標	空き家率(居住世帯のない住宅の割合) 【住宅・土地統計調査】	基準値	現状値
		15.8% (H25年) 減少	13.3% (H30年) 減少

活動指標 (事業実績)	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
		空き家の登録件数	■豊島区空き家活用条例に基づき、登録された空き家に対しワンストップで活用までの相談を請け負う。	/	6件	0件
	空き家の除却件数	■「空き家等対策の推進に関する特別措置法」、「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例」に基づき、管理不全な建物などに指導・助言を行うとともに、除却費の助成を行う。	区条例1件 特措法0件	区条例12件 特措法5件	区条例1件 特措法0件	区条例3件 特措法1件 (R4年3月末時点)
	家族的な住まい方の認定件数	■空き家の活用促進や多様な住まい方の普及のため、家族的な住まい方によるシェア居住の普及を図る。	/	0件	0件	0件 (R4年3月末時点)
	地域貢献型空き家利活用事業件数	■空き家の活用促進のため、空き家所有者と地域貢献団体のマッチング及び、改修費の一部に対して補助(上限200万円)を行う。	/	2件	1件	0件 (R4年3月末時点)

今年度の取組みなど	<p><b>■地域貢献型空き家利活用事業の推進</b> 令和3年度は、新たに制度紹介に特化したリーフレットを作成。令和3年12月の区政連絡会にて住まいの終活相談サービスと共に周知を行い、より一層の普及啓発に努めた。空き家活用条例に基づく登録件数は増えているものの、利活用事業件数は0件となっているため、令和4年度はマッチングの運用変更等を検討し、更なる好事例の発信に努める。 【令和3年度】 事業概要を掲載したリーフレットを新規作成。 区政連絡会を通じ、情報発信。 【令和4年度】 予算額 600万円(3件分)</p> <p><b>■住まいの終活相談</b> 令和3年度は、新たに制度紹介に特化したリーフレットを作成。令和3年12月の区政連絡会にて地域貢献型空き家利活用事業と共に周知を行い、より一層の普及啓発に努めた。令和3年度は、令和3年2月に新たに開設された豊島区終活あんしんセンターと連携をした結果、相談件数が4件となり、令和2年度の1件から増加した。今後も引き続き、空き家発生予防の意義を伝えながら相談事業の周知を強化していく。 【令和3年度】 相談件数 4件 事業概要を掲載したリーフレットを新規作成。 区政連絡会を通じ、情報発信。</p> <p><b>■空き家活用登録の促進</b> 空き家活用条例の普及、セーフティネット住宅・としま居住支援バンクなどの登録促進を目的に、空き家オーナーの掘り起こしや空き家活用に対する意識醸成のため、空き家セミナーを開催。令和3年度は、デジタルサイネージやスマートニュース等の新たな媒体を活用した情報発信に努め、平均参加者が昨年と比べ2倍超になり、区民の関心が高まってきたことがうかがえる。 令和4年度の空き家セミナーでは、区民や活用事業者の関心が高い「自宅を空き家にしないための予防策である終活や相続対策」、「シェアハウスや木造アパートの再生等の様々な活用法」をテーマに、今までよりも一歩踏み込んだ形での情報発信を予定している。 【令和3年度】 空き家セミナーに関する広報掲示板掲載 年間を通じて延べ800箇所に掲載。 空き家セミナー開催 4回(平均参加者数:約32名(過去最多の平均参加者数を更新。))</p> <p><b>■家族的な住まい方などのシェア居住の普及促進</b> 家族的住まい方などのシェア居住の普及の一環で、共同居住用住宅への改修費の一部に対する補助制度(上限150万円)を設けている。令和4年度は、空き家セミナーにて、シェアハウス運営に関する講演を予定しており、更なる普及啓発に努める。 【令和3年度】 庁内で会議体を設け、居住支援としてのシェアハウスの活用について検討した。 【令和4年度】 予算額(共同居住型住宅改修補助金) 150万円(1件)</p>
-----------	---

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標3】愛着と誇りが持てる住宅・住環境の創出

取組み方針	1 安全・安心な住宅・住環境の形成
-------	-------------------

		基準値		現状値	
成果指標	不燃領域率 【地域まちづくり課】	↑ 向上	62.6% (H29年度)	65.1% (R3年度)	↑ 向上
	住宅の耐震化率 【建築課】	↑ 向上	89.0% (H29年度)	92.0% (R3年度)	↑ 向上

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
活動指標 (事業実績)	居住環境総合整備事業区域での共同建替件数	■区域内での防災性の向上や居住環境の改善のため、共同建替等に係る費用の一部を補助する。	0件	0件	0件	0件 (R3年度末時点)
	耐震診断助成件数	■既存住宅の質の向上のため、木造・非木造住宅、分譲マンションを対象に、耐震診断に係る費用の一部を補助する。	木造10件 非木造0件 マンション5件	木造6件 非木造0件 マンション1件	木造4件 非木造0件 マンション0件	木造0件 非木造0件 マンション1件 (R4年3月末時点)
	耐震改修補助件数	■既存住宅の質の向上のため、木造・分譲マンションを対象に、耐震改修に係る費用の一部を補助する。	木造4件 マンション0件	木造3件 マンション0件	木造0件 マンション0件	木造0件 マンション0件 (R4年3月末時点)

今年度の取組みなど	<b>■安全・安心な住宅・住環境の形成</b> 密集市街地の解消と不燃化促進による安全・安心なまちづくりを実現するため、まちづくり協議会や共同化によるまちづくりなど、様々な活動支援や実施を通じて防災まちづくりの機運を高めている。また、不燃化特区制度等の周知を通じ、利用の促進を図っている。
	<b>■既存住宅ストックの耐震化</b> 既存の住宅ストックの耐震性の向上を図るため、耐震関係の補助制度の周知をし、助成を促進する。木造住宅の耐震助成制度の周知活動のため、広報としま掲載や、チラシを作成し、区政連絡会での広報活動及び「住まいの無料相談フェア」を建築士事務所協会等と共催する。
	<b>■既存住宅の流通促進</b> 既存住宅に関する情報提供と市場の活性化を図るため、引き続き、国や東京都が作成したリーフレットなどを窓口に置くなど、「住宅診断(ホームインスペクション)」等の普及を図った。

# 住宅マスタープラン進行管理 分野別シート

## 【基本目標3】愛着と誇りが持てる住宅・住環境の創出

取組み方針	2 魅力ある住宅・住環境の形成					
成果指標	マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入率【住宅課】	↑ 向上	基準値 72.0% (H29年度)	➡➡➡	現状値 63.5% (R3年度)	↓ 低下
	一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率【住宅・土地統計調査】	↑ 向上	19.9% (H25年)		16.6% (H30年)	↓ 低下
(参考) 【マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入数】 (1) H29年度: 569/790件 (2) R3年度: 603/950件 ※「一定の省エネ対策を講じた住宅」とは、全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラス使用を講じた住宅						

	項目	内容	基準値 H29年度	参考 R元年度	参考 R2年度	現状値 R3年度
活動指標 (事業実績)	【再掲】マンション管理支援チーム派遣棟数	■マンションが抱える問題の解決及び、管理組合自身の管理運営能力を高める目的で、職員と専門家で構成したアドバイザーチームで訪問を行う。	111棟 ・郵便物未着 ・管理組合用の郵便受無し	70棟 ・管理者無し ・長期修繕計画無し	103棟 ・都条例未届 ・郵便物未着 ・旧耐震	99棟 ・都条例未届出 ・小規模かつ高経年
	エコ住宅普及促進事業助成件数	■地球環境の保全を目的に、CO2削減に配慮した住宅用の新エネルギー・省エネルギー機器等を導入にかかる費用の一部を補助する。	126件	125件	124件	116件 (R4年3月末時点)

今年度の取り組みなど	<p>★住まいの環境問題 環境配慮や温暖化問題について普及啓発・情報提供を行うことで、住まいの環境問題に対する区民の意識向上を図っていく。 【令和3年度】 ・広報としまと環境清掃部メールマガジンにより助成制度を改めて広く周知した。(4月) ・ゼロカーボンシティを目指し、住まいのみならず日常生活の様々な場面で、身近なところから一人ひとりができる行動を紹介し、地球温暖化対策について普及啓発を行った。(広報としま6月1日特集版、環境月間パネル展示(6月)、環境清掃部メールマガジン(令和4年3月末時点で13回発行)、区ホームページ等) 【令和4年度】 ・引き続き、広報としまや環境清掃部メールマガジン等により助成制度を広く周知し、区民に対して制度の理解、環境に対する意識向上を図る。 ・電力不足への注意喚起を実施し、家庭でできる取り組みを紹介する中で、エコ住宅助成も絡めた周知を行う。</p> <p>■エコ住宅普及促進 エコ住宅普及促進事業については、1月12日時点(130件)で申請時点での助成額が予算額に達したため、申請期限(1月31日)を待たずに受付終了となり、前年度を上回る助成実績となる見込みであった。しかし、半導体不足の影響による工事の中止・延期があり、件数は減となった(116件)。引き続き、補助対象機器の普及度合いに応じて補助メニューの適宜見直しを図るとともに、区ホームページや広報により利用促進を行う。</p>
------------	---